

# 宋代桂林における韓愈「送桂州嚴大夫」詩

— 唐・宋における「八桂」と「湘南」の変化 —

戸崎哲彦

## はじめに

古来、桂林の山水を賛美する者は多い。中でも唐代における二大文豪である韓愈（768-824）と柳宗元（773-819）の賛辞は有名であった。たとえば南宋初期に桂林に赴任した、宋代を代表する文豪の一人である范成大はその『桂海虞衡志』（淳熙二年1175）の序で「余賞評桂山之奇，宜為天下第一。……韓退之詩云：“水作青羅帶，山如碧玉簪。”柳子厚「訾家洲記」云：“桂州多靈山，發地峭豎，林立四野。”」と引く。「桂州」は今の桂林市。韓愈の詩句は「送桂州嚴大夫」、柳宗元の「訾家洲記」は「桂州裴中丞作訾家洲亭記」であり、同時の作「上裴行立中丞作撰訾家洲亭記啓」には「今是亭之勝甲於天下，而猥顧鄙陋，使為之記」ともいう。范成下の部下でもあった周去非の『嶺外代答』（淳熙五年）巻一「桂林巖洞」にも「石湖（范成大）嘗評桂山之奇，宜為天下第一。及考唐韓退之詩云：“水作青羅帶，山如碧玉簪。”柳子厚「訾家洲記」云：“桂州多靈山，發地峭豎，林立四野。”觀前人品題桂林之意，端不誣矣」といい、韓・柳二人のみを挙げる。この韓・柳の評価と表現をふまえて生まれたのが范成下のやや後に広西提点刑獄として赴任した王正功の「宴賀之詩」（嘉泰元年1201）にいう「桂林山水甲天下，玉碧羅青意可參」であり、今日の成語「桂林山水甲天下」はこれを嚆矢とする<sup>1</sup>。また、羅大経『鶴林玉露』（淳祐八年1248）に「桂林山石怪偉，東南所無。韓退之謂“山如碧玉簪”；柳子厚謂“拔地峭起，林立四野”」というのも同様の評価と認識を告げている。宋人の桂林山水に対する理解の裏には前代の文豪韓・柳両雄の発言が大きく作用しているのである。

これには韓・柳の文学が北宋において再評価されるようになったという遠因もあるが、じつは両者には大きな相違がある。柳宗元は桂林に行ったことがあるが、韓愈にはその経験がない。柳宗元は柳州刺史に左降された元和十年（815）、桂州に立ち寄っている、つまり実際に桂林の山水の如何なるかを目睹している。先の「訾家洲亭記」等二篇（元和一二年）も桂管觀察使であった裴行

<sup>1</sup> 拙稿「成句“桂林山水甲天下”の出自と典故について——王正功の詩と范成大・柳宗元の評論」（『鳥大言語文化』14、2003年）。

立の為に作られたものである。いっぽう韓愈は范成大も『騷鬢録』の末に「桂林自唐以來。山川以奇秀稱，韓文公雖不到，然在潮乃熟聞之」と注意しているように訪れたことがない。ただしその詩は長慶二年（822）の作であって潮州にいた時（元和十四年819）の作ではないが。また、韓愈の作は詩歌であり、柳宗元のそれは散文、いわゆる古文である。なぜ韓愈の七言絶句、わずか四〇字の小詩が、実際を知る柳宗元の古文と共に併用して語られるのか。今、桂林山水の賛美という一点において見るならば、韓愈のこの一首の影響は柳宗元のそれよりも大きいといってよい。韓愈のこの小詩は宋代の詩詞に新しい語彙を提供しており、しかもそれは三・四に止まらない。また、韓愈の詩語に基づいて桂林では堂亭樓閣の命名がなされ、さらに桂林の別称にも重大な根拠を与えている。歴代の桂林の地理的概念、風土上の印象さえ変えてしまったといっても過言ではない。つまり韓愈詩は桂林に新しいイメージを賦与するものであった。これは韓愈の賛美表現が古文ではなく、詩歌の形式であったこととも関係する。

また看過できないのが、この新しい桂林像によって桂林建設を実行した者がいたということである。北宋に知桂州となった程節（1033-1104）である。程節は『宋史』に伝が立てられておらず、その事績に注意する者は少ないが、桂林史研究にとっては極めて重要な人物の一人である。元祐・崇寧間の党争に遇って桂州に出され、その期間も十年以上の長きに亘った。程節の事跡については、管見によれば明・程敏政『新安文獻志』（弘治一〇年1497）卷八〇に収める宋・楊本（字は端如）「程待制（節）傳」が早く、後に『〔正徳〕饒州府志』卷四「人物・浮梁縣」・『〔道光〕浮梁縣志』卷一三「人物・賢良」・『〔光緒〕江西通志』卷一六〇「列傳・饒州府」等の方志に伝記を載せるが、極めて簡略にして大半が楊本「程待制傳」を踏襲するものであり、桂林での事跡については明・張鳴鳳『桂故』卷四「先政」に載せる程節の子「程鄰」の条が、短い言及ではあるが、詳しくて信頼が置ける。それに次のようにいう。

程鄰：字欽之，鄱陽人也。父節，紹聖間帥桂，繕修“逍遙樓”，更名曰“湘南”；復於揭帝塘上建“八桂堂”，皆李彥弼爲之記。鄰代父政，仗其才智，欲招徠外夷，以示廣土，遂建築以覘敵境。論者以爲得不償失。大抵（王）祖道及鄰皆以拓地受上賞，而朝廷受其蔽雲。祖道與（張）莊及陳邁諸人遊龍隱者二，祖道被召與莊遊清秀者一。龍隱有節小像，彥弼贊之曰：「玉立千仞，……功篆金鼎。」又有崇寧間獎諭敕書，文多不載。節字信叔，有與米元章往來詩，鄰則無足稱者。

この記載は明の方志および当時伝存した石刻を資料としたものであろう。なお、「王祖道」・「張莊」については「程鄴」の前に、「陳邁」と「米元章」こと「米芾」および「李彦弼」については後に伝がある。ここに程節が逍遙楼を改修して「湘南樓」と改名し、また「八桂堂」を建造したことが記されているが、「湘南」・「八桂」ともに韓愈「送桂州嚴大夫」詩に由来する。しかし古来「湘南」・「八桂」が桂林を指すことはなかった。いわば韓愈の小詩を藍本として桂林建設が進められたのである。いっぽう韓愈詩は程節の造営を通してさらに広く世に知られることとなった。范成大・王正功等はその後にある。

韓愈の「送桂州嚴大夫」詩は千古の名篇であるが、小品にして平易であるためか、今日までさしたる研究もなく、また程節についても近年に至って程遵彦「宋中大夫竇文閣待制知桂州廣南西路經略安撫使程公（節）墓誌銘」（以下、「程節墓誌」と略称する）が出土しており<sup>2</sup>、最も詳しく信頼のおける伝記史料であるが、今日までそれを利用した研究はないようである。小論では韓愈「送桂州嚴大夫」詩が提示した桂林像の変革と程節による韓詩に基づく桂林建設について考察を加える。

### 一、韓愈「送桂州嚴大夫」詩の特徴と宋代詩文への影響

「送桂州嚴大夫」は韓愈の詩歌の中において、また同時に詠まれた張籍・白居易の詩と比べて特殊であり、その特殊性の故に後世、とりわけ宋人に大きな影響を与えた。

#### 韓愈「送桂州嚴大夫」の山水表現

韓愈はかつて連州と潮州、いわゆる嶺南の地に貶謫され、その道中や配所で少なからず山水詩を作っている。しかしそこには韓愈の生活圏であった長安・洛陽等北方にはない南方特有の自然風土、つまり地形・地質・気候・動植物および異民族文化があり、韓愈はそれらに遭遇して驚異や恐懼、さらには不安・嫌悪をも表白することしばしばである。このような傾向は山水文学の大家と称される柳宗元においても観察される。柳宗元も北方の人にして南方に貶謫された。たとえば柳宗元「與浩初上人同看山，寄京華親故」詩が「海畔尖山似劍鉞，秋來處處割愁腸」と詠むのは林立する山峰を刀劍の如くに感じたものであり、

<sup>2</sup> 1976年出土、今江西省博物館蔵。陳柏泉「宋崇寧三年竇文閣待制程節墓誌」（『文史』28輯、1987年）に簡単な紹介がある。陳柏泉『江西出土墓誌選編』（江西教育出版社1991年）、『全宋文（97）』卷二一四（p149）。

韓愈「喜侯喜至，贈張籍、張徹」詩が「地遐物奇怪，水鏡涵石劍」と詠むのも奇異な土地での体験として清澄な水中に岩石を刀剣の如く観たものであり、また韓愈「送區冊序」では「陽山，天下之窮處也。陸有丘陵之險、虎豹之虞；江流悍急，橫波之石，廉利侔劍戟」といって驚異の感を露わにする。嶺南カルスト地帯特有の美しい山水を演出する石灰岩の塊は彼らの目には鋭利な劍戟に見え、殺気を帯びて感じられた。甚だしきに至っては韓愈は後に連州時代を回顧して「祭河南張員外文」に「我落陽山，以尹黠獠；君飄臨武，山林之牢」とまでいう。美麗であるはずの山水を牢獄と見做す考えもこれより先、柳宗元が五嶺の北麓にあたる永州に貶謫された時に「囚山」と題して賦を作っており、それに「匪兇吾爲桀兮，匪豕吾爲牢」という。古来、莊周、陶潛、李白、白居易等々、官界を樊籠と見做し、自然に回帰せんとした者は多いが、韓・柳は逆に山水を樊籠ならぬ牢獄と見做しているわけである。このような心理は作者の出身・生活環境と貶謫という処遇と密接に関係しており、“貶謫文学”の一つの特徴ともいえるが、同時に“山水文学”の一面でもある。そもそも中国文学において山水文学といえば優麗なる山水を感嘆賛美した詩文として受け取られがちであるが、逆の一面、つまり山水に対して恐懼嫌悪を表白した作品もあり、この“負”の一面も研究の対象とすべきであろう<sup>3</sup>。同一の驚異なる山水は時に美麗であり、時に恐怖をも与えた。

このような嶺南山水を詠む韓愈の作品にあって「送桂州嚴大夫」詩の描く所は一変して美麗な語句で満ちている。

蒼蒼森八桂，茲地在湘南。江作青羅帶，山如碧玉簪。

戸多輪翠羽，家自種黃甘。遠勝登仙去，飛鸞不假驂。

当然ながら「送詩」としてこの美辞麗句の裏には詩題「送桂州嚴大夫」にいう赴任する友人、当時、秘書監（従三品）という高官であった嚴謨への配慮がある。その任地「桂州」は、韓愈自身了知していたように、そして当時の一般的な認識でもあったように、嶺南に属しており、瘴癘の死地、貶謫の配所であった。ちなみに唐制に「流刑三：自二千里、二千五百里、三千里」、「江北人配嶺南」といい<sup>4</sup>、桂州は京師より四千七百里の外に在る<sup>5</sup>。唐代の名人ではかつ

<sup>3</sup> これに関してはかつて拙稿「略談韓愈的山水文學」（『周口師範高等專科學校學報』63，1999年）「驚恐の喩象—從韓愈、柳宗元筆下的嶺南山水看其貶謫心態」（『東方叢刊』2007-4）で提唱している。なお、白居易「故饒州刺史吳府君神道碑銘」（寶曆元年825）に「汨市朝，溺妻子，非違也；囚山林，擯血屬，亦非違也」とあり、韓・柳と同様の表現と理解が見られることを補足しておく。「囚山林」の觀念と表現は柳宗元が最も早い。

て褚遂良や宋之間がこの地に流罪され、死を賜っている。現に当時、中書舎人であった白居易が「嚴謨可桂管觀察使制」を撰して「地遠則權重，俗殊則理難。……撫夷夏雜居」と述べるのも嚴謨の任地が風俗の異なる辺遠の地であることを告げている。またこれより先、韓愈が桂管觀察使裴行立の属官として桂林に赴任する友人を送った「贈別元十八協律六首」詩には「南裔多山海，道里屢紆直。風波無程期，所憂動不測。子行誠艱難。我去未窮極」、「遣我數幅書，繼以藥物珍。藥物防瘴癘，書勸養形神。不知四罪地，豈有再起辰」といって悲嘆を露わにしているが、これは韓愈自身が同じく嶺南に属す潮州に貶謫される道中でのことであった。今、作者は友人の門出に当たってこのように過酷劣悪な任地を、逆に努めて賛美することで慰安し激励している。いわば嶺南桂林の“負”の実感を圧殺して“正”の一面を顕示しているのである。友人への思い遣りではあるが、有り体にいえば今回貶謫されるのは作者本人ではなかったのであり、したがって詠む所は美麗となった。

次に、じつは韓愈自身は桂林を訪れたことがなかった。“未知”は往々にして想像力を膨らませ、“空想”は理想化に陥り易い。實際を知らない韓愈が典故を多用しているのもその証拠である。この一詩の「八桂」・「湘南」等の語彙と仙境の形象化には『山海經』第十「海内南經」の「桂林八樹」や『楚辭』「九章・涉江」の「駕青虬兮驂白螭，吾與重華遊兮瑤之圃」等の影響も指摘できようが、より直接的には南朝梁・江淹の名篇「別賦」が意識されているであろう。それに「駕鶴上漢，驂鸞騰天。暫遊萬里，少別千年。……春草碧色，春水淥波，送君南浦，傷如之何。至乃秋露如珠，秋月如珪，明月白露，光陰往來，與子之別，思心徘徊」という。美麗なる山水、「送君南浦」の別れに臨んで「傷如之何」「思心徘徊」する惜別の情。韓愈はこの意と語とを借りて詠み、山水の地桂林を仙境に見立てて描いているのである。

次に、他の人の作と比較することによってその特徴を指摘したい。じつは当時「送君南浦」した友人は韓愈だけではなかった。何人いたのかは不明であるが、現存する詩歌からは少なくとも白居易・張籍がいたことが知られる。白・張の二人も同様に桂林を訪れたことがなかったのであるが、その詩歌はまた韓

<sup>4</sup> 『唐六典』卷六「尚書刑部」の「犯流罪」。

<sup>5</sup> 『通典』卷一八四「州郡」の「始安郡」に「去西京四千七百六十里」、『舊唐書』卷四一「地理志」の「桂州」に「至京師水陸路四千七百六十里」、『元和郡縣圖志』卷37「桂州」に「北至上都三千七百五里」。

愈とも趣を異にしている。白居易は次のように詠む。

地壓坤方重，官兼憲府雄。桂林無瘴氣，柏署有清風。

山水衙門外，旌旗艘牒中。大夫應絕席，詩酒與誰同。

冒頭の「地壓坤方重，官兼憲府雄」は白居易「嚴謨可桂管觀察使制」にいう「桂林，秦郡也，東控海嶺，右扼蠻荒。自隋迄今，不改戎府。地遠則權重，俗殊則理難。馴而化之，非才不可。……是能用寬猛相濟之政，撫夷夏雜居之人故也」と同じく要地・重任であるという認識を示すが、杜甫「寄楊五桂州譚」中の名句「五嶺皆炎熱，宜人獨桂林」に基づいて「無瘴氣」「有清風」なる当地の風土気候に視点を転じ、その中で詩を詠み酒を飲む官僚生活の清閑舒適の方に関心を向けることで友人を慰安している。いっぽう張籍は次のように詠む。

旌旆過湘潭，幽奇得遍探。莎城百越北，行路九疑南。

有地多生桂，無時不養蠶。聽歌疑似曲，風俗自相諳。

やはり辺遠の地であるという認識に立ちながら、その地の物産の豊穰と風俗の親近に視点を転じることで友人を慰安し激励した内容である。白居易が詩酒を挙げ、張籍が民歌に及んでいるのはかれらの趣味性癖が投影されているともいえようが、三人は期せずして友人の配所をそれぞれ別の側面から詠んでいる。しかし白居易・張籍も当地を山水の地と見做しているように、三人には共通した認識もあった。白詩に「山水衙門外」、張詩に「幽奇得遍探」というのがそれである。ただしその「山水」が具体的にどうなのか、いかに「幽奇」であるのか、白・張は述べていない。その実際を知らない彼らは、述べていないのではなく、述べることができなかつたというべきであろう。仔細にみれば韓詩にいう「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」とは地理であり、「戸多輪翠羽，家自種黃甘」とは産業であり、ここに張詩との共通性が指摘できよう。韓詩の題は本来「送桂州嚴大夫赴任，同用“南”字」であって張詩「送嚴大夫之桂州」も「南」字韻を用いており、内容にも共通する所があるが、白詩「送嚴大夫赴桂州」は「東」字韻を用いているから、同席での作ではないかも知れない。いずれにしても三人は共に同一人を送り、同一地を詠んでいるのであるが、韓愈だけが視点を山水美の一点に集約している。では、白居易が「山水」といい、張籍が「幽奇」としか述べなかつたものを韓愈は如何に描いているのか。

まず「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」は張・白と同じく任地の位置を示すことから始めてその辺遠なることをいう。この句は伝統的な語彙「八桂」・「湘南」を交えているが、じつはその地理概念は一変している。このことについては後に

詳しく考察を加えるが、この表現が幽遠にして優麗な世界観をすでに漂わせるものであることは感じられよう。それを受けた次聯「江作青羅帶，山如碧玉簪」はさらに神秘的で一幅の色彩画のようである。下に江流の長きを俯瞰し、上に峰聳の高さを眺望するダイナミックな構図があり、下には青を配し上には碧を配して透明感のある濃淡の色彩が広がる。しかもこの視覚的な美の中には聴覚的な美さえ感じられる。「羅帶」・「玉簪」は仙女の形象であるが、そこには清風と飄衣があり、その間には天籟が響き、笙簫が聞こえる。白居易・張籍がイメージしたのと同じ清澄・幽遠なる空間ではあるが、白居易の「桂林無瘴氣，柏署有清風」という即物的な表現とは全く異なり、また張籍の「幽奇」という抽象的な表現とも異なる。これを読む者の心はついに仙女飛天の如く天翔けるはずである。故に結句に「遠勝登仙去，飛鸞不假驂」という。みごとな構成である。詩人はその地を仙境に勝る福地として描き出している。形象化による比喩は山水美を具体的にしてリアルなものとしており、このような具象化はあたかも彼の地を訪れた者が詠んだものようである。なぜかくも迫真的にして美麗であるのか。それは他でもない。作者が嶺南を訪れ、そのカルスト地形特有の山水景観が如何なるものであるかを知悉していたから描き得たのである。つまり韓愈は確かに桂林に行ったことはなかったが、北方にない嶺南山水の特性を目睹しており、その経験と彼の美感とが桂林の山水を容易に想像せしめ、かつ高官の友人を送別するという目的のために、慰安激励すべく優美な空間に仕上げたのである。これが韓愈の他の山水詩になく、かつ白・張の詩にない特徴となっている。

### 宋代詩文における韓愈「送桂州嚴大夫」詩の影響

先に宋人が桂林に関する韓・柳の詩文に言及している例を若干挙げたが、韓詩においては全八句の中でも「江作青羅帶，山如碧玉簪」と「遠勝登仙去，飛鸞不假驂」の二聯が最も人口に膾炙していた。北宋の大文豪蘇軾の「白鶴峰新居欲成，夜過西郊翟秀才二首」（紹聖四年1097）其一に「繫閤豈無羅帶水，割愁還有劍鋌山」と詠む対句の前句は韓詩の「江作青羅帶」を踏まえ、後句は柳宗元「與浩初上人同看山，寄京華親故」詩より出る。李綱「送李泰發吏部赴官陽朔」（建炎三年1129）の「山作劍鋌攢峻拔，水如羅帶巧廻還」、胡仔『苕溪漁隱叢話』前集五五の「余初未之信也。比歲（紹興六年1136），兩次侍親赴官桂林，目睹峰巒奇怪，方知（張師正）『倦遊雜錄』所言不誣，因誦韓、柳詩云：“水作青羅帶，山為[如]碧玉簪。又云：“海上[畔]群峰[尖山]似劍鋌，春[秋]來處處割愁腸”

の句、真能紀其實也」も同様である。これに次いで「遠勝登仙去，飛鸞不假驂」の聯も有名である。范成大が桂林に赴任するまでの旅行日誌ともいべき『驂鸞録』は末に「按，桂林自唐以來，山川以奇秀稱。韓文公雖不到，然在潮乃熟聞之，故詩有“參天”（？）、“帶水”、“翠羽”、“黃甘”之語，末句乃曰：“遠勝登仙去，飛鸞不暇驂。”蓋歎豔之如此。故余行紀，以“驂鸞”名之。若其風土之詳，則有『桂海虞衡志』焉」というように、韓愈詩の「驂鸞」に由来した。「驂鸞」はすでに江淹「別賦」に「駕鶴上漢，驂鸞騰天」といい、後に杜甫「送重表侄王砮評事使南海」詩がこれに借りて「或驂鸞騰天，聊作鶴鳴皋」と使い、先に指摘したように韓愈も江淹「別賦」に借りたのであるが、桂林を謂う「驂鸞」は韓愈の用法で知られていた。范成大『桂海虞衡志』の「序」にはまた「予取唐人詩，考桂林之地，少陵（杜甫）謂之“宜人”，樂天（白居易）謂之“無瘴”，退之（韓愈）至以湘南山勝於驂鸞仙去」といい、これも韓詩「送桂州嚴大夫」を指す。柳宗元・杜甫・白居易の詩文も宋人に一定の影響を与えているが、韓愈のそれに及ばないことは、以下に挙げる例によっても明らかである。

陶弼「桂林」（慶曆中1041-1048）：

青羅江水碧蓮山，城在山水色間。莫道宜人唯桂郡，驂鸞客至只思還。

米芾「送端臣桂林先生兼簡信叔老兄帥坐」（建中靖國元年1101）：

驂鸞碧玉林，琢句白瓊瑤。人間埃壘盡，青羅數分毫。

李彥弼「湘南樓記」（崇寧元年1102）：

轡昌黎之高篇兮，江山羅帶而玉簪。繫銜命而來遊兮，若仙登而鸞驂。

尚用之「蒙亭」詩（靖康元年1126）：

翠岫俯映青羅光，上有喬木摩穹蒼。

李綱「送李泰發吏部赴官陽朔」（建炎三年1129）：

山作劍鋌攢峻拔，水如羅帶巧廻還。

同上「桂林道中」：

瘴雨嵐烟殊氣候，玉簪羅帶巧溪山。

趙夔「桂林二十四峯洞詞」（紹興二四年1154）：

山琢玉簪攢萬疊，江分羅帶繞千尋。<sup>6</sup>

任續「賦玩珠巖」（紹興二四年）：

良維蠹孤峰，玉簪倚天杪。桂水琉璃碧，洄湫下縈繞。

張孝祥「桂林劉真人像」（乾道二年1166）：



豈快目於玉簪羅帶之奇，殆將徜徉物表、遐策飛鸞。<sup>7</sup>

同上「水調歌頭」詞：

江山好，青羅帶、碧玉簪。……家種黃柑丹荔，戶拾明珠翠羽，……莫問驂鸞事。

同上「送林謙之(光朝)司業出為桂路提刑」(乾道九年)：

桂山玉筍立，桂水羅帶紋。

范成大『驂鸞錄』(乾道九年)

同上『桂海虞衡志』(淳熙二年1175)：

韓退之詩云「水作青羅帶，山如碧玉簪」。

同上「送許耀卿監丞同年赴靜江倅」：

羅帶江流碧玉峰，舊遊如夢一星終。

周必大「回靜江詹侍郎儀之啓」(淳熙十五年1188)：

以法從之名臣，臨簪帶之舊部。

劉過「沁園春〔送辛幼安弟赴桂林官〕」(紹熙三年1192)詞：

種黃柑千戶，梅花萬里，……畫玉簪珠履，倩米元暉。

張釜「曾公洞」詩(紹熙四年)：

相君聊試濟川手，繫鳳驂盡有緣。

朱晞顏「題還珠洞」詩(紹熙五年)：

江波蕩漾青羅帶，巖石虛明碧玉環。

王正功「宴賀之詩」(嘉泰元年1201)：

桂林山水甲天下，玉碧羅青意可參。

楊萬里「送贛守張子智左史進直敷文閣移帥八桂」(嘉泰元年)：

翠浪玉虹餘昨夢，碧簪羅帶入新題。

李劉「回廣西李經略訖啓」(嘉定四年1211)：

宜人獨桂林，遙想玉簪之碧。

同上「回廣西李經略訖啓」：

青羅碧玉之江山。

<sup>6</sup> 『輿地紀勝』卷一〇三はこの前の二句と共に計四句を汪應辰の詩として載せ、『全宋詩(38)』卷二〇九〇「汪應辰」(p23583)はこれに拠って「桂林」と題して拾遺するが、この四句とまったく同じものが現存する趙夔「桂林二十四嵐洞詞」の冒頭に見えており、汪應辰の作ではない。

<sup>7</sup> 『全宋文(254)』(上海辭書出版社・安徽教育出版社2006年)卷五七〇四(p123)「張孝祥」の「題桂林劉真人真贊」にはこの題記の部分に缺く。石刻現存(南溪山劉仙巖)。

同上「回廣西李經略訖啓」：

八桂不曰炎荒，固號登仙之勝。……玉簪羅帶，江山分一半之天。  
方信孺「龍隱巖詩」（嘉定七年1214）：

何須驂鸞去，此即白玉京。

同上「龍隱巖詩」：

驂鸞未辦乘風去，浮鷁何妨載雨來。

同上「西江月」詞：

茲游未必勝驂鸞，聊作湘南公案。

陳疇「水月洞題記」（紹定三年1230）：

登桂嶺四望，簪帶宛然，白雲何在。

張茂良「廣西經略趙公德政頌」（紹定四年）：

鐵甕安堵，簪帶改觀。

趙師恕「穿山月巖」（端平三年1236）：

下瞰青羅江，古木鬱蕭森。

羅大經『鶴林玉露』（淳祐八年1248）：

桂林山石怪偉，東南所無。韓退之謂「山如碧玉簪。」

趙立「乳洞山游」（寶祐二年1254）：

簪帶無遺賞，尋盟乳洞仙。

某人（『方輿勝覽』（嘉熙三年1259）卷38「四六」）：

玉簪羅帶，雪片梅花。

某人（『方輿勝覽』卷38「四六」）：

簪羅帶，固知風土之宜人。

李曾伯「還珠洞題名」（景定元年1260）：

蓋簪山帶水，勝絕天下，而此洞又居簪帶之勝。

同上「水調歌頭」詞：

蓬天桑弧初度，羅帶玉簪舊識，俯仰十年間。

宋人が韓詩の語彙・表現を借りて桂林を形容することしばしばである。用例の遺漏は免れ難いが、今これらの例によっても次のことを指摘することができる。

1) 凡そ桂林の山水を賛美する者で韓愈の詩篇を意識しない者はないといっても過言ではない。宋代にあって韓詩は新しい典故となっているといってもよからう。中でも「玉簪」・「羅帶」・「簪帶」・「驂鸞」等はすでに文学的な用語として定着している。宋以前にあって桂林を詠んだ者は先に挙げた杜甫・白居易・

張籍の他に、褚遂良・宋之問・張九齡・戎昱・令狐楚・馬總・柳宗元・吳武陵・李渤・李涉・李翱・李珣・李商隱・元晦・鄭亞・韋瓘・張鷟・曹鄴・劉崇龜等々、枚挙に堪えないが、いずれも韓愈の小詩の影響の大なるのには及ばない。さらに、桂林以外の地にある者が韓詩によってその地の山水を形容することもある。先の蘇軾「白鶴峰新居」がそうであり、広東惠州での作である。また鄧肅(1091-1132)「浣溪沙」詞の「海畔山如碧玉簪」という句も蘇詩と同じく韓詩・柳文の比喻法を学んでいる。早くは五代宋初にあつて馮延巳(904-960)「鵲踏枝」詞に「檐外春山森碧玉，夢裡鷺鷥，記過清湘曲」というのは韓詩による編句である。洪適(1117-1184)「醉蓬萊」詞の「覽鳳千峰，鷺鷥八桂，未展青雲步。碧玉簪邊，紅蓮池上，羽仙旁午」に至っては更に進んだ用法になっている。韓詩は仙境に借りて桂林の山水美を形容したのであったが、宋人は韓詩の描いた山水美によって仙境を形容しているのである。

2) 作者の多くが南宋人である。宋朝が北方を金に割譲した南渡後、官人の赴任地は華南地域になった。これも南宋人が多い原因の一つであり、またすでに北宋にあつて韓・柳文学への評価が高まっていたことも遠因として挙げられる。ちなみに韓愈は元豊七年(1084)に昌黎伯に封じられ、孔子廟二十一賢の間に祭祀された。しかし北宋初期にあつて柳開(948-1001)は初名を肩愈(韓愈を指す)、字を紹先(柳宗元を指す)といつて韓柳を敬慕し、かつて自ら『韓文』(開宝三年970)を校訂しており、後に知桂州(淳化元年990)となっているが、現存する詩文には南宋人に見られたような韓愈詩の痕跡は見当たらない。上掲の例によって推測すれば、桂林で韓詩が盛んに用いられるのは、北宋中期以後にあり、さらにいえば、詳しくは後に考察する所であるが、その転機が米芾・李彦弼の頃にあることに、ここで注意しておきたい。米芾「送端臣桂林先生兼簡信叔老兄師坐」の「端臣」は李彦弼の字、「信叔」は程節の字。たしかにその前には桂州陽朔県令となった陶弼(1015-1078)の例があるが、米・李との間には約半百年の開きがあり、それ以後では大きな間断はない。これには程節が大きく関わっている。程節等の作用を外的要因とよべば、それ以前に程節等に作用した韓愈詩自体に内在する要因もあった。以下、この点について述べる。

## 二、韓愈「送桂州嚴大夫」詩の地理と宋代桂林

韓愈「送桂州嚴大夫」詩の特徴は山水景観の優美な表現に止まらない。じつは歴来の地理的通念さえも変えており、後世への影響はむしろこの点において

重大である。

### 「八桂」とその地理

韓愈詩の冒頭二句「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」は詩題「送桂州嚴大夫」にいう友人の赴任地「桂州」、今日の桂林を謂う。しかし「八桂」・「湘南」ともに韓愈が使うまでは桂林を指すものではなかった。少なくとも後世では文豪韓愈の詩を通してそのように理解されるようになった。

まず「八桂」の出典について、南宋・王象之『輿地紀勝』（嘉定一四年1221）巻一〇三「靜江府」の「景物上」門に「“八桂”之名，本出『仙經』」といい、後に『大明一統志』（天順五年1461）巻八三「桂林府」の「郡名」門にも「八桂：其名本出『僊經』」という。両書の関係については後述する。『仙經』と称する書は古来多く、中でも有名なのが『太上無極總眞文昌大洞仙經』、通称『文昌大洞仙經』であるが、これは乾道四年（1168）に文昌君が降臨して道士劉安勝に授け、景定五年（1264）に羅懿子が校正刊行したといわれているものであって、これを指すものでないことは時代上明らかである。また、早くは梁・陶弘景『本草經集注』七卷（佚書）にしばしば『仙經』が引用されており<sup>8</sup>、たとえば「生交趾、桂林山谷巖崖間」下に「陶隱居云：交趾屬交州，桂林屬廣州，而『蜀都賦』云：菌桂臨崖。……『仙經』乃有用菌桂，云三重者良，則明非今桂矣」のように「桂林」あるいは「桂」についていうが、「八桂」のことは終に見えない。いっぽう宋代にあっても『山海經』が最も早い出典と考えられていた。韓愈詩文の宋代の代表的な注である文謙『詳補注昌黎文集』（紹興十九年1149）の注に「『山海經』注云：“八樹成林，言其大也。”此州多桂，故亦云“八桂”」、また方峯樹『韓集舉正』（淳熙十六年1189）にも「『山海經』：“桂林八樹，在賁禺東。”」といい、朱熹『考異』・樊汝霖『注』（『五百家注』本に引く）等、宋人の注も『山海經』を引き、『仙經』を引くものはない。

『山海經』は漢初の成立と考えられており、今本の第十「海内南經」に「桂林八樹，在賁禺（一作「番禺」）東」とあり、その東晋・郭璞の注に「“八樹”成“林”，言其大也。賁禺音番禺」といってやはり他書を引かない。また、北魏・酈道元『水經注』巻三七の「浪水」や孫綽「遊天台山賦」の唐・李善『文選注』でも『山海經』を引く。東晋・陶淵明「讀『山海經』」其七に「亭亭凌風桂，八幹共成林」というのは郭璞注本に拠ったものであろう。『山海經』出

<sup>8</sup> 唐・蘇敬『新修本草』（尚志鈞輯校、安徽科技出版社1981年）卷一二「木部上品」の「桂箇」・「牡桂」・「桂」条に拠る。

現の後、晋・孫綽「遊天台山賦」に「八桂森挺以凌霜」、梁・沈約「齊司空柳世隆行狀」に「臨姑蘇而想八桂，登衡山而望九疑」、「秋晨羈怨望海思歸」に「八桂暖如晝，三桑眇若浮」など、「八桂」と熟して早くから使用されている。梁・范雲「詠桂樹」詩に「南中有八樹，繁華無四時。不識霜苦，安知零落期」というのも『山海經』の「桂林八樹」のことであろう。しかしこれらの用法ではその地の所在は必ずしも明確ではなく、少なくとも今日の桂林あるいはその周辺地域を指すものではない。そもそも秦の行政区画である“桂林郡”の治は今の広西桂平県西南にあり、漢では桂林郡に替わって鬱林郡が置かれたが、その十二県の一つに“桂林縣”があり、治は今の広西象州県東南に置かれた。このように秦漢の“桂林”の地は今日の桂林市より南東の地域を中心として広西の中南部一帯に当たり、いっぽう秦漢の南海郡には“番禺縣”と呼ばれる地が今の広東省広州市に置かれていたが、「天台山」つまり浙江省の東北部から「八桂森挺以凌霜」といい、また「臨姑蘇而想八桂」というのに至っては、『山海經』の「在番禺東」によって東南の海中にある仙境として意識されていたとさえ思われる。「臨姑蘇而想八桂」の対句「登衡山而望九疑」の衡山は今の湖南省南部にあり、九疑山は衡山の麓を流れる湘江の上流、今の湖南省最南部である寧遠県と広東・広西に接する地である。また、唐・徐靈府「天台山記」（宝曆元年825）に「孫綽（「遊天台山賦」）云：……。國清寺在縣北十里，皆長松夾道至于寺。寺即隋煬帝開皇十八年，為智顛禪師所創也。寺有五峰：一，八桂峰；二，映霞峰；……」と見え、天台國清寺の五峰の一つを「八桂峰」というが、この「八桂」は「遊天台山賦」によって生まれた後世の称であろう。「天台山記」はその後に『仙經』を引いているが、「又按『仙經』云：“此山有石橋一所。”現二所，不知其處。又云：“多散仙人遇得橋，即與相見。”以此言之，即靈仙之橋也」というのみであって「八桂」には言及されていない。では、いつから桂林を指すようになったのか。

唐に至っても「八桂」の地は桂林を指すとは限らなかった。そもそも用例そのものが多くはなく、『全唐詩』全体でもわずかに九例（重複および韓詩を含む）を数えるに過ぎない。

睿宗「奉仙觀祭告文」：五芝標秀，八桂流芳。

同人「賜天師司馬承禎三敕」：惟彼天台，凌於地軸。……九芝含秀，八桂舒芳。

張昌宗「奉和聖製夏日遊石淙山」：雲車遙裔三珠樹，帳殿交陰八桂叢。

張九齡「登南岳事畢謁司馬道士」：分庭八桂樹，肅容兩童子。

權德輿「數名詩」：八桂挺奇姿，森森照初旭。

盧綸（一作常袞）「早秋望華清宮中樹因以成詠」：玉壇標八桂，金井識雙桐。

陶雍「和兵部鄭郎省中四松」：根倍雙桐植，花分八桂開。

と詠むように、多くが『山海經』によって道教世界・仙境を彷彿とさせるものであり、桂林を指している例はない。天子の空間として仙界である宮殿の他に、具体的な地点としては天台山や南岳衡山の道教靈山を指していると思われる例が多いが、これも『山海經』を典故とした孫綽「遊天台山賦」・沈約「齊司空柳世隆行狀」等の用例を踏まえたものであろう。このような中であって明確に今日の桂林を指して使っているのは唐代の文豪韓愈の「送桂州嚴大夫」詩である。少なくとも桂州を指して「八桂」と呼んだ詩文の中で後世最も有名であり、後世への影響も大であった点からいえば、韓愈のこの詩に始まると考えてよい。

#### 宋代における「八桂」の地

“八桂”は今日でも地名“桂林”の別称として愛用されている。早くは先に挙げた官修の『大明一統志』卷八三「桂林府」の「郡名」門に別称を挙げて次のようにいう。

桂林：秦名。始安：吳名。建陵：唐名。八桂：其名本出『僊經』，後人因植八桂於堂前，故又以名郡。靜江：唐名。

この中で桂林・始安・建陵・靜江は郡・県・府・軍等の名、つまりいずれも行政・軍事上の区画名称として正式に用いられていたものであるが、ただ「八桂」のみはそうではなかろう。そもそも『明統志』の「郡名」の記載は元代あるいはそれ以前の方志を襲用している。たとえば元・劉應李『大元混一方輿勝覽』卷下「靜江路」に「郡名：八桂、桂林」という。じっさい元・楊子春「修（桂林）城碑陰記」に「公（也兒吉尼）諭衆曰：“八桂根本十六州，國保于民，民保于城。”乃議建築城池」、桂林劉仙巖の元・趙鼎新の題名石刻に「嶺表宜人，獨稱八桂」というのも“桂林”の地、元の名称でいえば靜江路を指しているが、さらに早くは南宋・祝穆『方輿勝覽』（嘉熙三年1239）卷三八「靜江府」にも「郡名：八桂、桂林」と見える。したがって『明統志』の説は南宋あるいはそれ以前からすでにあって襲用されて来たに過ぎない。しかし確かに宋代における「八桂」の語の使用例は唐代に比べて格段に多くなっており、しかも唐代では漠然と南方として意識されていた所在地も一変して明白になっており、桂林あるいはその周辺、つまり韓愈のいう「八桂」を指す。

早くは北宋・丁謂（966-1037）「桂林（靈川縣）資聖寺」詩に「八桂提封接九疑，寶坊遊覽負心期。……靈川他日香雲裏，莫道凡夫見佛遲」と詠む<sup>9</sup>。この「八桂」は桂州を指すと考えてよからう。「靈川」は桂州の北に隣接する靈川縣、「八桂提封接九疑」つまり八桂の境界は九疑山に接しており、九疑山は桂州の東北にあって東西に延びる五嶺中、今の広西・湖南・広東の交にある。丁謂は天聖間（1023-1032）に崖州司戸參軍に貶謫され、さらに雷州に遷された後、明道二年（1033）に桂州の北に位置する道州に遷される。この詩はその時の作であろう。また、鄒浩（1060-1111）「伯和見過」詩に「八桂森森照歸路，爲君留飲判經旬」、賀鑄（1052-1125）「報桂林從叔」詩に「江到三湘盡，山圍八桂深」という「八桂」も桂林を指している可能性が高い。鄒浩は崇寧二年春（1103）に桂州の南に位置する昭州（今の平樂縣）に貶謫されている。葉宗嚮「蒙亭倡和」（靖康元年1126）に「我行幾許踰沅湘，直抵八桂灘水旁」というのは明らかに桂林を指す。「蒙亭」は桂州の伏波山東麓に在り<sup>10</sup>、その傍らに流れる「灘水」は今日の灘江。孫覲「次桂州」詩（紹興二年1132）に「過嶺逢人問象州，瘴烟如海蹴天浮。三閩逐客何時到，八桂宜人且少休」と詠む。孫覲は除名流放されて桂州を経てその南に位置する象州に羈管された。「八桂宜人」の句は杜甫「寄楊五桂州譚〔因州參軍段子之任〕」中の名句「五嶺皆炎熱，宜人獨桂林」に基づくが、興味深いことに「桂林」が「八桂」に換言されている。桂林伏波山還珠洞の石刻題名（紹興三年1133）に「聊城宗國器……侍親避地，南來八桂，□□宜同遊伏波巖」とあり、缺字があるが、「南來八桂」で断句できる。汪應辰「陳經略生朝四首」其二に「只今八桂蒼蒼處」、其四に「空餘八桂舊歌謠」とあり、「陳經略」とは紹興十九年（1149）広西路經略使となった陳疇を謂い、汪應辰はその通判であった。広西路經略司は桂州に置かれており、知桂州がその使を兼ねた。桂林隱山夕陽洞等六洞に刻されている呂愿忠題詩（紹興二四年1154）に「八桂巖洞最奇絕處，各留一小詩」とあり、桂林七星巖に刻されている王補題記（隆興元年1163）に「飽聞八桂巖洞之奇，恨未能一到」、桂林龍隱巖に刻された李章題記（咸淳十年1274）に「八桂巖洞爲天下奇觀」とある。これらの「八桂」がいずれも当地桂林、唐宋の桂州を指すことは明らかである。また、楊万里「送羅季周主簿之官八桂」（乾道二年1166）<sup>11</sup>は静江府臨桂県主簿への赴任を謂い、

<sup>9</sup> 『全宋詩（2）』卷一〇一「丁謂」（p1150）は清・汪森『粵西詩載』卷一三によって収録するが、すでに『輿地紀勝』卷一〇三「詩下」に見える。

<sup>10</sup> 黄邦彦「蒙亭記」（紹聖元年1094）に詳しい。

同人「送贛守張子智（名貴謨）左史進直敷文閣移帥八桂」（嘉泰元年1201）は知靜江府に遷ったことをいう。桂州は南宋・紹興三年（1133）に府に昇格し、「靜江」府に改名。さらに周去非『嶺外代答』（淳熙五年1178）卷一「百粵故地」には歴史地理を述べて次のようにいう。

自秦皇帝并天下，伐山通道，略定揚粵，爲南海、桂林、象郡。今之廣西，秦桂林是也。……至吳始分爲二，於是交、廣之名立焉。時交治龍編，廣治番禺。……本朝皇祐中，置安撫經略使於桂州，西道帥府治於此。至今，八桂、番禺、龍編鼎峙而立。

この「八桂」は広南「西道帥府」「安撫經略使」の置かれた「桂州」を謂う。広州の治「番禺」・交州の治「龍編」と区別された地域であるから、広南西路つまり広西の治を指しており、広西全域を謂うものではなかろう。いずれにしても『山海經』にいう「桂林八柱，在番禺東」の「東」は西に変わった。

さらに、南宋においては「八桂」で籍貫をも示すようになっている。桂林七星山冷水巖の題名石刻（淳熙五年1178）に「漢廣張栻敬夫，……建安黃德琬廷瑞、八桂張仲字德儀、蔣礪良弼、唐弼公佐、李杞南夫、延平張士侏子真、邯鄲劉乘晉伯、長沙李揆起宗、吳獵德夫、宜春李逢原造」というのがそれである。ここには籍貫・姓名・字を併記する書式が用いられており、張仲字から李杞までの四人に冠せられている「八桂」は「漢廣」・「邯鄲」・「長沙」等の地と同じく明らかに籍貫を指す。その中の「張仲字」は桂林南溪山劉仙巖に刻されている「張真人歌」（紹興十八年1148）に「劉君諱景、字仲遠，桂林人也。……郡人張仲字書，黃伯善摹勒，龍淵刻字」と見えるその人である。「郡人」とは当地桂林の人、故に籍貫「八桂」は桂林を指す。刻工の「龍」氏は当時有名であり、七星巖内の石刻にも「紹興六年丙辰歲（1136）上元日，八桂龍躍并宛丘唐全同刊「仙蹟記」到此」といい、ここでも「八桂」が使われている。唐全は淮寧府「宛丘」県の人であり、同様に龍躍に冠する「八桂」も籍貫でなければならない。『〔嘉慶〕廣西通志』卷二二一「金石略七」の「龍躍、唐全題名」の按語に「碑刻中鑄工著明者有龍攄、龍湜、龍淵、龍杓、龍雲從、龍光等，蓋桂林鑄手龍氏能世其家云」という。「八桂龍躍」も「桂林鑄手龍氏」に属する。李彦弼「湘南樓記」石刻（七星公園内「逍遙樓」碑陰）の落款末に「桂州龍攄、龍湜刻」、桂林還珠洞の石刻「桂州靜江軍」（崇寧元年1102）末に「桂林龍攄、龍湜刻」と

<sup>11</sup> 蕭東海『楊萬里年譜』（上海三聯書店2007年、p81）に拠る。羅季周の名は未詳。



見えるから、「八桂」は「桂州」・「桂林」と同義語として使われている。

これら籍貫をいう「八桂」の用例によっても宋の桂州・静江府を指すこと疑いないが、その範囲を少し広くとるべきかも知れない。鄒浩「伯和見過」詩に「八桂森森照歸路，爲君留飲判經旬」という。鄒浩が崇寧二年（1103）に貶せられた昭州（今の平樂県）は桂州の東南に位置するが、桂州は「歸路」にも当たるから断定はできない。また王安中の詩に「八桂西南天一握，重江今古水雙流」、「來踏三湘雪，歸回八桂秋」<sup>12</sup>という。王安中は靖康元年（1126）に象州安置に流放された。前詩の「八桂」は広南西路帥府桂州を指しているが、後詩は桂州一地に限らないかも知れない。また、黄庭堅を八桂老人と呼ぶのは崇寧二年に除名流放されて羈管宜州となったためである。その詩「和范信中（寥）寓居崇寧（寺）遇雨」（崇寧四年）に「范侯來尋八桂路，走避俗人如脱兔」という。范寥も黄庭堅の日記『宜州乙酉（崇寧四年）家乘』に序を寄せて「余客建，聞（黄）山谷先生謫居嶺表，……舍舟于洞庭，取道荆湘，以趨八桂，至乙酉三月十四日始達宜州」といい、黄庭堅「答李幾仲書」にも「昨從東來，道出清湘、八桂之間，每見壁間題字，以其枝葉占其本根，以爲是必磊落人也」という。この「八桂」は「清湘」以南の地を謂う。「清湘」とは荆湖南路全州清湘県（唐時の江西南道永州湘源県、今の広西全州県）を指し、ここは荆湖南路と広南西路との境界に位置した。「宜州」は桂林の西南、今の広西宜州市。つまり「清湘」以南の地とは広南西路を指しているのではなかろうか。少なくとも桂州よりも広く、広西の北半分まで拡大できるように思われる。先の籍貫の例では「八桂」は他の州・県を示す例と並記されていたから、籍貫としては広西路全体のような広い範囲を指すものではあり得ない。また、趙抃（1008-1084）「席上感別送桂倅」詩に「八桂到須多暇日，府中佳靖主公賢」と詠むのは恐らく宜州通判の任にあった時（慶曆間1041-1048）のことであり、陳藻（1150?-1225）「寄吳提幹」詩に「不見河南二十年，若爲再拜華堂前。來尋八桂瓜期滿，歸訪蒼梧蓮幕遷」というのは広西路幕府桂州から梧州に遷った時のことではなかろうか。陳藻はかつて融州に二年（紹熙元年1190前後）左遷されている。融州は桂州西南に位置し、桂州の管轄に属した<sup>13</sup>。同人「賀丘煥翁南歸」詩には「三十年前八桂歸，西江船上每吟詩。……渡海卻休賢季路，論文想勝謁羅池」とも詠む。柳宗元は柳州で死去し、城内の羅池畔に祠堂が建てられていた。これらの例から考えれば、「八桂」の地

<sup>12</sup> 詩題は不明。『輿地紀勝』卷一〇三「詩下」に録す。

は桂州に限定されておらず、広南西路帥府桂州管下である諸州まで拡大してよいのではなかろうか。しかしその一方で『宜州家乘』には「馮叔送“八桂”兩壺」等という「八桂」が三例あり、「唐次公自柳州來，送“菖蒲酒”四壺」、「得“牂牁酒”一尊於劉君」というような例と区別されている。この「八桂」とは酒名であり、「牂牁酒」も酒名であるが、「酒」に冠せられている「牂牁」とは地名である。「牂牁」は宋代広西では宜州の西北に位置する融州一帯を指した<sup>14</sup>。そうならば「八桂」も酒の産地を謂い、桂州を指すことになろう。ちなみに范成大『桂海虞衡志』中「志酒」篇に「瑞露：帥司公厨酒也。經撫廳前有井清冽，汲以釀，遂有名。今南庫中自出一泉，近年只用庫井酒，仍佳」とあり、やや後に黄震『黄氏日抄』卷六七はこの文を節録して按語に「志酒：八桂有“瑞露”，石湖（范成大）用其法釀於成都，名“萬里春”，其法具存」という。この「八桂」は「帥司公厨酒」であり、「經撫廳前」の名水で醸造された銘酒の名であるから桂林を指すであろう<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> 「紀夢」に「自從弱冠爲游子，玉融丹井壺山市。哦詩不用著工夫，已貶牂牁四千里。柳侯未五十，羅池作刺史。……我今四十貧無官，六合飄零到融水：、「別融州」に「兩年爲客憶鄉關」。また「融州東樓」、「冬日融州絕句」、「余融州生日」、「題融州城樓」、「融州西樓望山」、「融州望鄉」、「融州除夜寄福清劉九兄」、「題靜江」等がある。

<sup>14</sup> 牂牁は漢代の郡名、『史記・南越列傳』等に見える。宋時には今貴州省東南部に位置しており、宋・周輝『清波雜誌』卷一二に「牂牁在宜州之西，……去宜陸行四十五日」、宜州に西に在るといふが、融州一帯を指す例も多い。周去非『嶺外代答』卷一「廣西水經」に「融州之水，牂牁江是也，其源自西南夷中來」、「牂牁江」に「西融州城外江水，即牂牁江之下流也。江面頗闊，昔嘗有大水泛出蜀南州牌。漢武平南越，發夜郎，下牂牁，非由融州，則何自而至南越哉。令靜江府桑江寨，其水亦合于融江之上流，或云“桑江，亦牂牁音之訛也。”大抵融州之西，爲蜀之南，地本接連，但隔於蠻獠，不可通耳」、「融州兼廣西路兵馬都監」に「融州城下江即牂牁江也」、陳藻「融州除夜寄福清劉九兄」に「臘月牂牁三十日」、同人「余融州生日」に「牂牁相遇說長年」、賈遵祖「題真仙巖」に「牂牁江繞古融州」。早くは唐・柳宗元「得盧衡州書因以詩寄」に「林邑東迴山似戟，牂牁南下水如湯」。また牂牁水は象州に流れていた。唐・莫休符『桂林風土記』に「嚴州牂牁水」の条があり、それに「在嚴州州門長河，其源從牂牁下八十餘丈，本州『圖經』所載、『太平寰宇記』卷一六五「象州・來賓縣」に「元屬嚴州，併歸化，入來賓縣，屬象州。牂牁水，『郡國志』云：嚴州州門有長水，深八丈，從牂牁下」。

<sup>15</sup> 張益桂・張家璠『桂林史話』（上海人民出版社1979年）は『嶺外代答』に「瑞露」が見えることよって「全國聞名的桂林三花酒，在宋代稱爲“瑞露”」（p47）というが、周去非『嶺外代答』中「食用門・酒」に「廣西無酒禁，公私皆有美酒，以帥司“瑞露”爲冠，風味蘊藉，似備道全美之君子，聲震湖廣。」というのみであって製造法等の特徴に言及せず。「三花酒」との関係については疑問が残る。また李商隱「哭劉司戶蕢」詩に「酒甕凝餘桂」というのは恐らく『楚辭・九歌』の「奠桂酒兮椒漿」に拠るものであり、王逸注に「桂酒，切桂置酒中也；椒漿，以椒置漿中也」というから、「桂酒」は「八桂酒」ではなかろう。

以上を要するに、「八桂」の語は宋代にあって普及しており、狭義で桂州を指したが、広義でその管轄する周辺諸州を指すこともあったと考えられる。いずれにしてもその地域は『山海經』以来唐代までのように漠然としたものではなく、韓愈の詩に明言する桂州あるいはその周辺を指す。

### 「湘南」とその地理

韓詩「茲地在湘南」について、文謙『詳補注昌黎文集』の注に「湘水之南也、謂桂州」という。これも詩題に「送桂州嚴大夫」とあることによって明らかであるが、そもそも「湘南」と「湘水之南」とは必ずしも同じではなく、また「湘水之南」と解釈したところで桂林を指すとは限らなかった。

古来、「湘」といえば湘水流域、今の湖南省であり、「湘南」といえば、秦漢から南朝宋までの行政区画で“湘南”県が置かれていたように、今の長沙市の西南、つまり湘江が洞庭湖に流れる河口に比較的近い地を指していた。したがって「湘南」とは「“湘”中の“南”部」を謂う。「湘南」は先の「八桂」とは違って唐人の好んで用いる所であり、詩語として定着していたといつてよい。その大半は地域を特定できるが、韓愈の用法と異なる。今、『全唐詩』では三九例が知られるが、凡そ次の三・四の地域に分けられる。

劉長卿「湘妃廟」（一作大易「湘夫人祠」）：未作湘南雨，知爲何處雲。

同人「贈湘南漁父」：獨與不繫舟，往來楚雲裡。

「湘妃廟」は黃陵廟・湘夫人祠とも呼ばれ、岳州に在った。

独孤及「酬皇甫侍御望天瀛山」：況聽郢中曲，復識湘南態。

岑參「送周子落第游荆南」：且傾湘南酒，羞對關西塵。

同人「秋夜聞雨」：天門街西聞搗聲，一夜愁殺湘南客。

呂溫「送段九秀才歸澧州」：湘南孤白芷，幽託在清澗。

戴叔倫「湘南即事」：沉湘日夜東流去，不爲愁人住少時。

許渾「下第有懷親友」：征帆又過湘南月，旅館還悲渭水春。

許渾の詩序に「余下第，寓居杜陵，親友間或登上第，……或抵湘沉」という。沉水は朗州から北のかた洞庭湖に注ぎ、その東にある岳州の南部、湘江が洞庭湖に注ぐ所に湘陰県が置かれていた。「陰」は河川の南、つまり「湘陰」は湘南。これらの「湘南」の地は「荆南」の澧州・朗州から岳州に及ぶ、いわゆる荆湘の地であり、洞庭湖の南岸一帯、湖南省の北部に当たる。

劉禹錫（一作權德輿）「湖南觀察使故相國袁公挽歌」：湘南罷亥市，漢上改詞曹。

同人「元日感懷」：振蟄春潛至，湘南人未歸。

「湖南觀察使」は潭州に置かれており、劉禹錫はかつて朗州に左遷されていた。

元稹「遭風二十韻」：洞庭瀾漫接天廻，一點君山似措杯。……湘南賈伴乘風信，夏口篙工厄汭洄。

同人「湘南登臨湘樓」：高處望瀟湘，花時萬井香。

江陵士曹參軍の時代に岳州を経て潭州に向いた際の作であろう。

許渾「湖南徐明府，余之南鄰，久不還家，因題林館」：湘南官罷不歸來，高閣經年掩綠苔。

李群玉「聞湘南從叔朝覲」：長沙地窄却回時，舟楫駸駸向鳳池。

同人「小弟艸南遊近書來」：湘南客帆稀，遊子寡消息。

同人「人日梅花病中作」：去年今日湘南（一作西）寺，獨把寒梅愁斷腸。

長沙は唐代の潭州。李群玉は澧州の人、かつて湖南觀察使裴休と親交があった。

朱慶餘「送邵州林使君」：軒車此去也逢時，地近（一作屬）湘南頗入詩。

邵州は潭州の西南。さらに、その南に位置する衡州を指す例も多い。

杜牧「春日寄許渾先輩」：薊北雁初去，湘南春又歸。

許渾「送盧先輩自衡岳赴復州嘉禮」：湘南詩客海中行，鵬翅垂雲不自矜。

黃滔「河南府試秋夕聞新雁」：湘南飛去日，薊北乍驚秋。

同人「歸思」：薊北風煙空漢月，湘南雲水半蠻邊。

羅隱「湘南春日懷古」：洛陽賈誼自無命，少陵杜甫兼有文。

衡州衡陽県の回雁峰は古來有名であり、雁は秋にここまで南下し、春に北上する回帰点と考えられていた。漢・賈誼が長沙に放逐されたことは有名であるが、杜甫が衡州の湘江支流で病死したことも当時すでに広く知られていたようである。

張泌「晚次湘源縣」詩：湘南自古多離怨，莫動哀吟易慘淒。

戎昱「湘南曲」：虞帝南遊不復還，翠蛾幽怨水雲間。

皎然「賦得竹如意送詳師赴講」：縹竹湘南美，吾師尚毀形。

許渾「送從兄別駕歸蜀」：聞與湘南令，童年侍玉墀。

許渾の詩序に「從兄彥昭與桂陽令韋伯達，貞元中俱為牛」という。桂陽は郴州の県。郴州は衡州の東南、また道州の東に位置する。湘源県は衡州の南に位置する永州の南部。虞の舜帝は南遊して零陵九疑山で逝去し、その地の斑竹は湘妃の涙痕であると伝承されていた。九疑山は永州の東の道州と郴州との間にある。張籍「送嚴大夫之桂州」に「行路九疑南」というのがそれであり、桂州

は九疑山を越えた西南に位置する。ただ李商隱「寄成都高・苗二從事」に「紅蓮幕下紫梨新，命斷湘南病渴人」という「湘南」については、朱鶴齡等の潭州説と馮浩等の桂州説があり、今日では後者を採るものが多いが<sup>16</sup>、原注に「時二公從事商隱座主府」とあり、また李商隱に「爲湖南座主隴西公賀馬相公登庸啓」があるから、桂管觀察使鄭畀幕下から北帰する途次、湖南觀察使李回の下で作ったものではなからうか。その他、許渾「吳門送客早發」の「吳歌咽深思，楚客怨歸程。……惆悵回舟日，湘南春草生」、鄭古（一作司空圖）「信美寺岑上人」の「巡禮諸方徧，湘南頗有緣」のように具体的な位置を明確にしがたいものも若干あるが、詩歌に頻見する「湘南」はほぼ例外なく湘江流域、今日の湖南省を指しており、これが当時一般の通念であった。そもそも「湘」の地の古名は「楚」であり、その境界は宋の全州（唐の永州）南と桂州北の交にあった。陳岷が知全州であった時（慶元間1195-1200）の詩に「楚南偉觀樓」があり、それに「一麾更守湖湘州」といい、また「全州觀風樓」詩に「群山半楚越」という。『騫鸞録』が全州と桂州との間を記して「二十四日，宿全州，泊至湘館。二十五日，入湘山寺。……二十六日，入桂林界，有大華表，跨官道，榜曰廣南西路。家人子舉頭驚詫，以為何為至此也」というのも当時の現状をよく伝えている。今日、興安県の東北に界首鎮があり、地名「界首」は往時の境界の名残であろう。

しかし韓愈のいう「湘南」は湖南の地ではなく、南北に流れる湘江の源のある五嶺を越えた南の地である。したがって張籍は「行路九疑南」といい、桂州都督に遷った張九齡の詩題に「自湘水南行」という。「湘」はほんらい湘と呼ばれる水系を謂い、その地域は湘江の源から終点の洞庭湖の間ということになるが、湘江の源とされる地にはいくつかあった。一つは唐代の永州湘源県、今の広西全州県、あるいはその東にある灌陽県の灌江の上流で五嶺中の九疑山。『山海經』「海内東經」に「湘水出舜葬東南陬，西環之，入洞庭下」という。また、秦始皇が開いたとされる湘江と灑江の交である靈渠のある唐の桂州臨源県（大曆三年に全義県に改名）、あるいはその東にある陽朔山、今の広西興安県東部の海陽山である。『水經』の「湘水」に「出零陵始安縣陽海山，東北過零陵縣東」、『漢書』卷二八「地理志」は「零陵郡」に「零陵（縣）：陽海山，湘水所出」、『後漢書』・『水經注』は「陽海山」を「陽朔山」に作り、『元和郡縣圖志』

<sup>16</sup> 劉学鍇・余恕誠『李商隱詩歌集解』（中華書局1988年p664）、鄧中龍『李商隱詩譯注』（岳麓書社2000年p624）。

卷三七「全義縣」では「陽朔山，即零陵山也」とする。なお、この「陽朔山」は桂州南部にある「陽朔」県の山を謂うものではない。いずれにしても韓愈のいう「湘南」桂州は五嶺・湘江の源を超えた南とするものであり、「湘南」という語の指す地理的範囲は湘中の南部から湘外の南の地に移っているのであるが、じつはこのような用法は文法的には矛盾するものでなかった。韓詩にいう「湘南」は「嶺南」や「江南」・「湖南」・「河南」等の語法と同じであり、むしろ当時一般の用法である。つまり「嶺南」が「嶺以南」を謂うように「湘南」も「湘以南」を謂うことは可能であり、この意味においては、韓愈は「湘南」の伝統的な語法を破って新しい「湘南」を提示したといえよう。

韓愈のいう「湘南」は南から北に流れる湘江の上流地域、湖南省南部をいうものではなく、湘江の源を越えてその南に位置する地域を指し、それは唐代の区画でいえば嶺南西道、宋代の広南西路、今日の広西に属す。

#### 宋代における「湘南」の地

「湘南」の語は唐人・宋人ともに多用するが、宋人の用法では湖南地域ではなく、広西桂州を指すようになる。たとえば伏波山還珠洞北口の石刻（靖康元年1126）に「經略龍圖呂公命臨桂令唐鐸關此巖，以通伏波，遂為湘南洞穴之冠」、張孝祥「登七星山」詩（乾道元年1165）に「不與天公管喉舌，猶堪岳立鎮湘南」という「湘南」は湖南の地とは無関係であり、桂林あるいはその周辺を指すものでなければならない。また、桂林七星山彈子巖の朱晞顔題詩（慶元元年1195）の序に「兩入湘南，五見秋」、張自明「題雲崖軒」（嘉定七年1214）に「萬里風烟倚瘦藜，湘南曾自一登陴」という。雲崖軒は灘山の西麓に在った。灘山は宜山ともいう。今の象鼻山<sup>17</sup>。このような例も枚挙に暇がなく、いずれも湘水流域以南の地、すなわち桂林周辺地域を指す。

中には「湘」の地そのものが拡大されて桂林をも含むと理解されている例もある。張洵「蒙亭倡和」（靖康元年1126）に「桂林山水冠衡湘，蒙亭正在灘水旁」がそれであり、桂州は「冠衡湘」つまり衡湘の範囲にあると考えられている。また、尚用之「和韻」に「江亭（蒙亭）勝概冠三湘，仁智所樂皆其旁」というのは張洵の「冠衡湘」を「冠三湘」と言い換えたものであり、同様に「灘水旁」に建てられていた蒙亭についていうものであるから「三湘」の一つが「衡湘」ということになる。「三湘」は総称であり、一般的には「蒸湘・瀟湘・灘湘」、

<sup>17</sup> 拙稿「桂林名山“象鼻山”与“灘山”」（『桂林旅游高等専科学学校学報』48、2002-1）。

「沅湘・蒸湘・瀟湘」、「湘郷・湘潭・湘源」と考えられている<sup>18</sup>。この中で最も南に位置するのは「瀟湘」であり、先に見たように桂州興安県の分水嶺・霊渠に位置し、湘江の源とも考えられていたから、「三湘」は「瀟湘」まで拡大可能であろうが、「瀟湘」と「衡湘」は全く別の地である。たとえば汪應辰「桂林館記」（紹興二四年1154）に「逾衡湘而南，靜江為一都會」、賀铸（1052-1125）「報桂林從叔」詩に「江到三湘盡，山圍八桂深」という例と矛盾する。この「三湘」は湘源県周辺・全州。『輿地紀勝』卷六一「全州」に「三湘：湘源・湘潭・湘郷，是謂全州」。また、韓愈が「柳子厚墓誌銘」で「衡湘以南，為進士者，皆子厚為師」というのも柳宗元がかつて永州に左遷されたためである。衡州の南は永州に接する。韓愈「石鼎聯句詩序」に「衡山道士軒轅彌明自衡下來，舊與劉師服進士衡湘中相識」という「衡湘」も湘江流域である衡州周辺の地を謂う。つまり「衡湘以南」は衡州以南の湘江流域の地を指すが<sup>19</sup>、「茲地在湘南」という「湘南」は湘江以南、湘外の南の地を指す。張洵・尚用之のように「湘」の範囲が桂林を含む用法は極めて少なく、特殊なものであり、あるいは韓愈以来の新語の「湘南」がそれ以前の「湘南」の用法と混同されたために来たしたのではなかろうか。

「湘南」は韓愈の用法によって五嶺の北から南へと移ったのであるが、この意味は重大である。この移動はただ歴史的な「湘南」の地理上の通念を変えてしまっただけでなく、歴代の桂林に対するイメージをも大きく変えるものであった。朱晞顔は先の「兩入湘南，五見秋」の他にも桂林を指して好んで「湘南」の語を使っており、その使用の中にこの変化の意味を窺うことができる。龍隱洞題詩に次のようにいう。

浪道湘南是瘴郷，玉壺銀闕四時涼。

これは「湘南」つまり桂林が「瘴郷」であるとする通念を否定し、「四時涼」の地であることを体験的に説く。古来、桂林は嶺南の一部として「瘴郷」と考えられていた。同人の「梅摯五瘴説」の跋（紹熙元年1190）では次のように分析する。

嶺以南，繇昔曰瘴土。人畏往，甚於流放，蓋嵐煙氛霧，蒸鬱為厲，中之者死。人之畏往，畏其死也。

<sup>18</sup> 戴均良等『中国古今地名大詞典（上）』（上海辞書出版社2005年）「三湘」（p60）。

<sup>19</sup> ただし『新唐書』本伝は「墓誌銘」に拠って「南方為進士者」に作る。文謙注は『因話録』（卷三）の「（元和中，柳柳州書，……）湖湘以南童稚悉學其書」を引く。

「嶺以南」つまり桂林を含む嶺南地域は古来より流罪追放の配所であり、瘴癘に満ちた死地として恐れられていたのであるが、当地で数年生活した作者はそれを否定する。また「経略煥章朱公千葉白梅詩」には次のように詠んでいる。

素豔重重疊雪輕，先春不怕雪霜凝。人言五嶺地皆熱，誰折一枝寒欲冰。

似笑疎化太孤瘦，故教密葉擁千層。湘南別有新春樣，拚醉花前喚不應。

ここで注意したいのは「湘南」と「嶺南」の区別である。桂林を謂う「湘南」の地は「嶺」・「五嶺」・「嶺以南」という「嶺南」地域に本来含まれるはずであるが、朱晞顔は「湘南」を使うことによって桂林を「嶺南」の中から分別せんとしている。「嶺南」という語には瘴癘の地、流罪の地という恐怖感をともなう負のイメージが付き纏っていたというのは朱晞顔のみの認識ではない。ちなみに鄒浩「送擇老赴桂州龍華會」に

罪大投身瘴癘鄉，親年老矣重難忘。

と詠む。地勢は險悪にして風土は瘴氣に満ちて劣悪であり、しかも賊寇が頻出する。陶弼「臨桂令戴若納出廣」に

五嶺生還少，無辭酒滿觴。共經邊寇事，先出瘴烟鄉。

と詠む。桂州の治は「臨桂」県にあった。「出廣」とは「出瘴烟鄉」、つまり広西桂州を離れることをいう。陶弼（1015-1078）は五嶺の北麓に位置する永州の人であったが、このような実感を抱いていた。この詩では王維「送元二使安西」の「勸君更盡一杯酒，西出陽關無故人」や王翰「涼州詞」の「葡萄美酒夜光杯，欲飲琵琶馬上催。醉臥沙場君莫笑，古來征戰幾人回」という唐代邊塞詩のモチーフが意識されているが、じっさいに嶺南あるいは桂林を玉門関・陽関以西の辺縁の地と見做すものもいた。李師中「過嚴關有感」（嘉祐六年1061）に

四年嶺外得生還，……嚴關便是玉門關。

というのがそれである。「嚴關」は俗に同音「炎關」とも呼ばれる。桂州の北に位置する興安県にあり、秦代の創設と伝承されている。范成大が桂州から成都に赴任する時の作「深溪鋪中二絶」も王維詩にならって

把酒故人都別盡，今朝真箇出陽關。

と詠む。「深溪鋪」は全州の南郊にあり、宋代では全州は湖南路全州と桂州興安県の境、つまり湖南と広西の境に位置した。このように宋代に至っても流罪の地、瘴癘の充満す死地というのが嶺南に対する一般的な認識であった。

今、朱晞顔は自己の体験によって瘴癘横溢の死地であることを否定するが、そのこと自体はすでに唐代に始まっていた。たとえば韓愈と共に詠まれた白居易



易「送嚴大夫赴桂州」に「桂林無瘴氣，柏署有清風」というのがそれであり、范成大『桂海虞衡志・序』にも「予取唐人詩，考桂林之地，少陵（杜甫）謂之“宜人”，樂天（白居易）謂之“無瘴”，退之（韓愈）至以湘南江山勝於驂鸞仙去」といって唐人の前例を挙げる。「無瘴」の語彙表現自体は白居易の詩で知られていたであろうが、しかし嶺南に属する桂林に対して古来より抱かれていた瘴癘に満ちた劣悪の風土というイメージを払拭したのは唐・杜甫「寄楊五桂州譚」詩の「五嶺皆炎熱，宜人獨桂林。梅花萬里外，雪片一冬深」に始まる、あるいは最も有名であった。范成大という「少陵謂之“宜人”」がそれである。しかし杜詩も「五嶺皆炎熱」という通念にあって「宜人獨桂林」、桂林のみが例外であることをいうものであり、白居易の「無瘴」も杜甫のこの詩から抱かれたイメージであろう。朱晞顔が桂林を指して「湘南」を使う理由もここにある。「嶺南」ということで一括されている悪印象を払拭せんとしているわけである。宋人の使う「湘南」の語にはこのようなイメージはない。むしろ舜帝・湘君以来の神話の地にして気候温和な「江南」の語さえ想起させる。むしろ朱晞顔も韓愈の桂林賛美の詩篇をよく知っていた。たとえば同人の「題還珠洞」詩（紹熙五年）に「江波蕩漾青羅帶，巖石虛明碧玉環」というのは韓詩を巧みに使った対句である。

「湘南」は韓愈の詩以後、湘江南部から転じて湘江以南の地となったが、それは「嶺南」の語に代わってその西部にある桂林周辺に地理的範囲を限定しただけでなく、同時に「嶺南」のもつ歴史的に培われてきた瘴癘・流罪・辺境の死地というマイナスのイメージを払拭した新語として生まれ変わり、宋人に愛用されることとなった。

### 三、韓愈「送桂州嚴大夫」詩と宋代桂林人文景観

韓愈「送桂州嚴大夫」詩は宋代に至って桂林あるいは山水美を詠む際の新しい典故となり、「玉簪」・「羅帶」・「簪帶」・「驂鸞」さらに「八桂」・「湘南」等の新しい詩語を生んだ。しかも「八桂」・「湘南」の語の使用は唐代に比べて格段に多くなり、地点についても「八桂」は南海の東から西に、「湘南」は湖南から広西に移動する。このような一連の変化はただ韓愈の詩が流行したことによるだけではなく、それを流行せしめたものがあり、その重要なものが桂林の人文景観の造営とその名称である。先に挙げた多くの例には桂林の山水を韓愈の詩語に借りて詠んだものであるが、その中には韓愈の詩語によって桂林に建

造された亭堂樓閣を詠んだものもある。ここではそれらの名称と韓詩との関係、さらに建造者・年代についても考察を加える。それら建造物の多くに程節が直接関与しており、桂林像に一つの画期をもたらしたことを証するためである。また、建造者・建造年について記す史料と研究は少なくないが、史料の間に異同があり、必ずしも明確にされていない。

### 八桂堂

“八桂”は今日でも地名“桂林”の異称として使用されている。早くは官修『大明一統志』（天順五年1461）巻八三「桂林府」は「郡名」門に別称を挙げて次のようにいう。

桂林：秦名。始安：呉名。建陵：唐名。八桂：其名本出『僊經』，後人因植八桂於堂前，故又以名郡。靜江：唐名。

この中で桂林・始安・建陵・靜江は郡・県・府・軍等の名、つまりいずれも行政・軍事区画上の名称として正式に用いられていたことは明らかであるが、果たして「八桂」もそうであろうか。また、官修『統志』に見えることによって「八桂」が桂林府の郡名として別称と公認されていたことを知るが、それは「後人」が八桂を堂に植えたことに由来するとする。「後人」とは誰なのか。

まず、『明統志』の「郡名」の記載は元代あるいはそれ以前の方志を襲用したものである。元・劉應李『大元混一方輿勝覽』巻下「靜江路」に「郡名：八桂、桂林」といい、『明統志』にいう経緯についても、南宋・王象之『輿地紀勝』巻一〇三「靜江府」の「景物上」門に類似の記載が見える。

八桂：『虞衡志』云：“桂林以桂名，而地實不産桂，而出於賓、宜二州。”

今桂林郡治在零陵之始安，非古桂林也。八桂之名，本出『仙經』。今灘江上有八桂堂，前施帥嘗植八桂於堂前，後范帥作「桂頌」：“凡木葉心皆一理，獨桂有紋，形如圭，製字者意或出此。葉味辛甘，與桂皮無別而加香美。”

したがって『明統志』の説は南宋あるいはそれ以前からすでにあって襲用されて来たものに過ぎない。しかしこの説には多くの疑問がある。

『明統志』にいう「後人因植八桂於堂前，故又以名郡」とは『輿地紀勝』の「前施帥嘗植入桂於堂前，後范帥作「桂頌」：……」に当たる。これによれば「後人」とは「前施帥」あるいは「後范帥」ということになる。「前施帥」とは南宋・紹興二五年（1155）に知靜江府となった施鉅、「後范帥」とはその後の乾道九年（1173）に知府となった范成大を指すが、『明統志』は「宮室」門の方で「八桂堂：在府治。宋守范成大建。李彥弼有『記』，又名“八柱[桂]堂”）」といっ

ており、范成大の創建ということになる。しかし范成大『桂海虞衡志』には桂林到着時を記して「至靈川縣……，六十里至八桂堂，桂林北城外之別圃也。……泊八桂堂十日。三月十日，入城，交府事」とあるように、八桂堂は范成大が赴任する以前に存在した。では、施鉅であろうか。同じく『輿地紀勝』は「風俗形勝」門では北宋・李彦弼「八桂堂記」を一部引いており、それに次のようにいう。

龍圖閣鄱陽程公，自紹聖四〔五〕載擁旄開府，今閱五春矣。……因欲以豁邦人鬱紆之情，乃度州治東北隅有隙野焉，……可以圃而堂之，爾乃雍莪劇榛，……封植丹桂，爲蒼蒼之林，……是爲八桂堂也。……公手植八桂於堂之砌。

これは『桂故』に「復於揭帝塘上建“八桂堂”，皆李彦弼爲之記」というものである。范成大もそこから「入城」しているように「城外」、桂州子城の外の東北、今の伏波山の西北にある八角塘の畔にあって、広西経略安撫使程節が八株の丹桂の樹を植えて八桂堂と命名したものであること、疑いない。後に『大清一統志』卷四六一「桂林府」の「古蹟」門に「八桂堂：在臨桂縣北。宋・紹聖中，知桂州程節治圃築堂，有熙春臺、流桂泉、知魚閣諸勝。李彦弼爲「記」。按『明統志』作“范成大建”，誤」と指摘するのが正しい。『古今圖書集成・方輿彙編職方典』卷一四〇三「桂林府部」の「八桂堂」では『明統志』を引く。『輿地紀勝』が李彦弼「八桂堂記」を引きながら「前施帥嘗植八桂於堂前」というのは明らかに自己矛盾である。

「范成大建」とする説は、『輿地紀勝』が「八桂」条の冒頭に「『虞衡志』云」といって范成大的『桂海虞衡志』を引き、またその後半にも「後范帥作『桂頌』」といって范成大的「桂頌」を引いていることと関係があろう。范成大はかつて桂林で桂樹を植えている。『輿地紀勝』は「碑記」門に「桂頌：范成大所作也。桂林以桂名，顧弗植桂。成大始收之賓，植之“正夏堂”。植已而去，郡爲之詞，戒後人勿翦伐。見『賓州・安城志』」という。このことが八桂堂の創建と混同されたのではなかろうか。『虞衡志』に「桂林以桂名，而地實不產桂，而出於賓、宜二州」、また范成大「桂林鹿鳴燕」詩序に「郡人曹鄴「桂詩」云：“我向月中收得種，爲君移向故園栽。”今年用故事種桂“正夏”、“進德”二堂」ともいう。桂林で俗に呼ばれていた“桂”なるものが桂花樹・木犀の類であったために、賓州から玉桂（樹皮は肉桂・シナモンで知られる）を移植した。しかしその場所は正夏堂であって八桂堂ではない。これが混同して伝えられ、『明統志』

のような記載となったものと思われる。正夏堂は伏波山還珠洞の西壁に「正夏堂」の三大字隸書が刻されており、落款に「睢陽杜易書，吳郡范成大立」というから、伏波山の西北麓にあった。なお、「又名“八柱堂”」は、宋本『方輿勝覽』の「堂舎」に「八桂堂：在府治」、清輯本『輿地紀勝』の「景物下」にも「八桂[柱]堂：在郡治」と見えるものであり、『輿地紀勝』の「景物上」に「八柱：『山海經』云：“桂林八柱，在番禺東。”（郭璞注：）八桂成柱，言其盛大也。八桂：『虞衡志』云……」というように、ほんらい『山海經』が「桂林八樹」と「桂林八柱」に作る異文・異本によるものであるように思われる<sup>20</sup>。その中であって金鉞『（雍正）廣西通志』卷四四「古蹟」に「八桂堂：在府東北隅，……李彥弼爲記，久廢。又“八桂堂”在郡治。明守羅用議建」というのは八桂堂と八柱堂の違いを説明してはいるが、しかし「八桂堂：在府治」は宋本『方輿勝覽』に見えるから「明守羅用議」の建造でないことは明らかである。李彥弼「八桂堂記」によって程節が八桂を植え、八桂堂を造営したことは疑いない。つまり「後人因植八桂於堂前」とは程節であるということになるが、では「故又以名郡」であったのかどうか。

まず確認しておかなければならないのは程節（1033-1104）が植桂造堂した年代である。それについては李「記」に明記されているが、じつは文字に異同がある。新編『全宋文（119）』卷二五六三「李彥弼」（p115）は『（嘉慶）廣西通志』卷二二二（「勝蹟略」の「八桂堂」条）に拠って収録し、「紹聖四載擁旄開府，今閱五春矣」に作っており、「又見『粵西文載』卷三〇」というが、『粵西文載』は「四載」を「五載」に、さらに早い明・張明鳳『桂勝』卷一六でも「紹聖五載擁旄開府，今閱五春矣」に作っている。また『（嘉靖）廣西通志』（1525年）卷三九「古蹟」の「八桂堂」条でも李「記」を載せて「紹聖五載擁旄開府，於茲五春」に作っており、「今閱」と「於茲」の違いがあるが、文意は同じである。つまり文献によって一年の差が生じる。しかし李燾『續資治通鑑長編』（乾道四年1168）卷四九六「元符元年（1098）三月」に「竇文閣待制、知桂州胡宗師〔回〕知永興軍。朝散大夫、權廣西轉運副使程節為直祕閣、權知桂州」とあるのを信頼すべきであろう。元符元年に胡宗回に替わって知桂州兼經略安撫使となっている。紹聖五年六月に元符に改元。これは『桂勝』等が「紹聖五載擁旄開府」に作るのに合致する。そこで「今閱五春矣」といえば、崇寧元年（1102）春と

<sup>20</sup> 袁珂校注『山海經』（上海古籍出版社1980年）には見えない。

いうことになる。なお、『〔嘉靖〕通志〕卷七「秩官表」でも「知桂州事」に「程節：元符元年任」とするが、『〔嘉慶〕通志〕卷一九「職官表・宋」には「程節：字信叔，鄱陽人。紹聖二年（1095）轉運副使」、「程節：紹聖間（1094-1098）知桂州」、「程節：崇寧初（1102）經略使」といい、知桂州と經略使の時期を分ける。しかし程遵彦「程公（節）墓誌」（崇寧四年）には「紹聖元年，召爲戸部員外郎。越月，除廣南西路計度轉運副使。公……。再任歲餘，就除直秘閣、知桂州兼經略安撫。……詔遷直龍圖閣，再任。……崇寧元年秋，……詔加公寶文閣待制，賜金紫。……上降詔獎諭。……詔復加中大夫。公在嶺路十一年」とあり、これは桂林の龍隱洞石刻に「朝請大夫直龍圖閣知桂州兼安撫經略胡宗回醇夫、朝奉大夫轉運副使程節信叔、……紹聖乙亥（二年）季秋甲辰同游」、還珠洞石刻に「朝請大夫直龍圖閣知桂州兼經略安撫胡宗回醇夫、朝奉大夫轉運副使程節信叔、……累會伏波東巖，……紹聖三年十月二十二日，……奉命題」、李彥弼「隆兌州記」に「鄱陽程公鄰知桂州行經略安撫司事，……先政寶文公（程節）帥桂垂十年」という所にも符合する。また『續資治通鑑長編』とも符合するが、ただ今本の作る「胡宗師」の「師」は「回」の誤字。なお、周刊「釋迦寺碑」に「元符二年，歲在己卯，實龍圖陳公帥桂之明年」という「陳」は「程」の訛字である。詳しくは後述。

これらによれば程節は紹聖元年（1094）に広西轉運副使となり、再任一年後の紹聖五年（元符元年1098）春に直秘閣・知桂州兼經略安撫使となった。『全宋文（78）』卷一七〇八「程節」（p276）の小伝に「元符元年，詔直秘閣，權知桂州」というのが正しい<sup>21</sup>。その後さらに直龍圖閣に遷って再任、崇寧元年（1102）秋に公寶文閣待制が加えられた。したがって崇寧元年春にはまだ龍圖閣であったわけであるから、『桂勝』等の作る「五載」に矛盾しない。また、李彥弼「湘南樓記」には「興於建中靖國之秋，成於崇寧初元之夏。……平開七星之秀峰，旁攀八桂之遠韻；前橫灑江之風漪，後躡帥府之雲屋」といって湘南樓の周辺の光景を描写しており、その中で湘南樓の「旁」にあった「八桂」とは八桂樓に違いない。湘南樓は逍遙樓を補修改築したもので、子城の東城上、伏波山の南にあり、八桂堂は「州治東北隅」、伏波山の北に在った。したがって崇寧元年夏に以前に八桂堂は完成していなければならない。

<sup>21</sup> 曾棗莊主編『中国文学家大辞典・宋代卷』（中華書局2004年）「程節」（p857）・『全宋詩（12）』卷七二四「程節」（p8376）小伝は「紹聖三年，知桂州，兼經略安撫使」とするが、三年中は胡宗回が在任しているから、明らかに誤りである。

以上をまとめれば、程節は紹聖五年三月に知桂州兼經略安撫使となり、崇寧元年(1102)春に八桂堂が完成したということになる。したがって『〔嘉靖〕廣西通志』卷三九「古蹟」に「八桂堂：舊在揭帝塘上。紹聖五年，龍圖閣鄱陽程公建」というのは「開府」の年であり、創建の年ではない。今人『桂林旅游大典』(1993年)「八桂堂」(p129)は「廣西經略安撫使程節于紹聖四年(1097)興建」としており、これは「四載」に作るテキストに拠ったのであろうが、同様に「開府」の年であって「興建」はその後である。『清統志』が「紹聖中」というのも同様であるが、明・曹学佺『大明一統名勝志・廣西名勝志』(崇禎三年1630)卷一にも「八桂堂：在揭帝塘上。宋・紹聖中，龍圖閣鄱陽程公建，更熙春臺、泛淥閣，俱在左右」という類似の記載があり、同一の資料に拠ったものであろう。また、『輿地紀勝』の「風俗形勝」門には李「記」から数句を節録して「崇寧三年李彥弼『八桂堂記』」と注しているが、この「三」は「元」の訛字ということになる。八桂堂の完成は湘南樓の改修完成(崇寧元年夏四月)よりも前である。程節は崇寧三年七月に桂林で逝去。「墓誌銘」に見える。また、李彥弼「湘南樓記」石碑は桂林七星公園内に現存しており、それには「崇寧元年壬午四月辛丑日，廬陵李彥弼記，……立石」とあるが、『輿地紀勝』は節録して「崇寧二年李彥弼『湘南樓記』」と注しており、ここでも明らかに「元」を「二」に誤っている<sup>22</sup>。では、なぜ堂を「八桂」と命名したのか。建造の経緯を記した李彥弼「八桂堂記」の冒頭に「湘水之南，粵壤之西，是爲桂林」という。これは他でもない韓愈詩の首聯「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」に基づいた表現である。

このように八桂堂が崇寧元年春完成したと考えられるのであるが、しかしここにそれを覆す資料がある。伏波山還珠洞に現存する石刻(写真)に次のように見える<sup>23</sup>。

鄱陽程節信叔、……、廬陵曾鎮次山，自八桂堂過淞波巖，啜茶，遂遊龍隱洞。辛巳清明前二日謹題。

歳次「辛巳清明前二日」は建中靖国元年(1101)寒食の日、三月初であり、この時すでに「八桂堂」と称されている。清明節は春分から数えて十五日目であ

<sup>22</sup> これらの校勘は李勇先校点本『輿地紀勝』(四川大学出版社2005年)の「校記」には見えない。

<sup>23</sup> 『桂勝』卷五「伏波山・題名」、『〔嘉慶〕廣西通志』卷二一九「金石略」(『粵西金石略』卷五)・『桂林石刻(上)』(p78)等に録す。ただし「淞」を「伏」に作る。



り、寒食後二日。今人撰『桂林市志（中）』（p1293）「歴代風景亭閣一覧表」が郝浴『廣西通志』（康熙二三年1688）に拠るとして「八桂堂：建中靖國元年（1101）」とするのに合う。ただし同書に「八桂堂」の条はなく、わずかに卷二四「古蹟」に「熙春臺：舊在八桂臺〔堂〕後」というのみであり、根拠は不明。八桂堂は伏波巖の北に在り、伏波巖下にあった渡場から舟で灘江を南下して「龍隱洞」に行くルートにも合うから、この「八桂堂」は程節創建の八桂堂を謂うと考えてよからう。では、なぜ時間が矛盾するのか。湘南樓の建造には「記」に「興於建中靖國之秋，成於崇寧初元之夏」というように半年近くを要しているから、八桂堂も完成までに数箇月は要したはずであり、そこで建中靖國元年（1101）春三月以前に着工していたことは十分考えられる。「八桂堂記」によれば、堂は周辺に舟を泛べる川と沼があって流桂泉・知魚閣・熙春台等を備えた相当大規模な施設であった。しかし「自八桂堂過湫波巖，啜茶，遂遊龍隱洞」というのは、程節とその部下である曾鎮等四名が八桂堂の工事を監督に行ったわけではなからう。そこを出発点として遊覧に出かけているわけであるから、工事現

場を集合場所にするというのも情理に合わない。たとえば政和二年（1112）王覺等の伏波山還珠洞石刻に「……陳昉明遠、趙淵深之，八桂堂會食，啜茶於伏波巖」、紹興四年（1134）裴夢貺等の清秀山西巖題名に「自新洞過龍隱（洞），晚酌八桂堂，徧覽勝概爲驢」という。八桂堂は当時すでに官人たちが行楽等に出かける際の待合場所として機能するような施設になっていた。つまり完成していたと考えねばならない。

時間の矛盾については現在のところ少なくとも三つの推測が提示できよう。一つは、還珠洞石刻にいう「八桂堂」は『輿地紀勝』・『方輿勝覽』が「八桂堂：在郡治」というものを指すとする解釈である。「郡治」つまり子城内にあれば集合場所としても適当であり、また伏波巖は子城の東北の角にあったから龍隱洞に行くルートから外れるものでもない。しかし『方輿勝覽』に見えるということは南宋あるいはそれ以前に存在したわけであるが、時を同じくして極めて近い地に同名の堂があったとは考えにくい。いっぽう『方輿勝覽』と『輿地紀勝』にいう八桂堂の位置は異なるが、いずれも一個所のみ記録している。後世において二個所の八桂堂を記載しているのは、この両者の記録を併存させたのであろう。さらにいえばそれは「桂」が「柱」の字形と近いために誤って伝えられたことによるのではなかろうか。かりに「八柱堂」なるものが存在したとしても程節の八桂堂とは全く別の建造物である。次に、「八桂堂記」にいう「自紹聖五載擁旄開府，今閱五春矣」の「五春」を「四春」の誤りと考えることである。「五載」を「四載」に誤ったテキストがあり、また「今閱」を「於茲」に作るテキストもあったということからその可能性無しとはしない。さらに、李彥弼が「八桂堂記」を撰した時と八桂堂の完成とは同じではない。しかし「今閱五春矣」という表現と前後の分脈からは完成後であってもその直後であって、「記」の撰が築後一年も経過しているようには読めない。そこで現存石刻の記載に拠って建中靖国元年（1101）春三月には完成していたとするならば、「八桂堂記」の原文は「紹聖五載擁旄開府，今閱四春矣」であったという仮説に立って、元符三年（1100）中に八桂堂の建造に着工し、建中靖国元年（1101）春に完成したと考えておきたい。

桂林における「八桂」の称は「因植八桂於堂前，故又以名郡」つまり北宋の元符・崇寧の間における程節による八桂堂造営に始まったということになる。ただしそれ以前にも類似の用法がないわけではない。先に示した丁謂「桂林（靈川縣）資聖寺」詩の「八桂提封接九疑，寶坊遊覽負心期」（明道二年1033頃）、



賀鏑（1052-1125）「報桂林從叔」詩に「江到三湘盡，山圍八桂深」というのがそれである。賀鏑には別に「送潘景仁之官嶺外兼寄桂林從叔」詩・「登烏江泊子岡懷潘景仁〔己巳十月賦〕」詩があり、「己巳」歳・元祐四年（1089）前後の作であろう。この他に『輿地紀勝』の「靜江府」巻の「四六」の冒頭には「申命九疑，開藩八桂」という南宋以前と思われる作もあり、管見に漏れているものは少なくなかろうが、桂林を指す「八桂」の用例は程節以後に圧倒的に多い。したがって「因植八桂於堂前，故又以名郡」ではなく、正確には、知州程節が八桂堂を建造したことによって公認され、広く使われるようになった、というべきであろう。

### 湘南樓

同じく程節の属官であった李彦弼は「湘南樓記」<sup>24</sup>を撰しており、それに次のようにいう。

上（徽宗）登位（元符三年1100）之明年（建中靖國元年），以直龍圖閣詔寵桂州經略安撫程公。……興於建中靖國之秋，成於崇寧初元（1102）之夏。……公舉觴屬廬陵李彦弼曰：“……昔之賦客詩人，咸指桂林爲湘水之南。嘗試以湘南命焉。”……因復繫之以辭云：

偉桂林之通都兮，邈三湘之嶺南。控蠻陬而轄海疆兮，儼帥居之潭潭。  
 轡昌黎之高篇兮，江山羅帶而玉簪。繫銜命而來遊兮，若仙登而鸞駢。  
 邁聖朝之天覆兮，……

崇寧元年壬午四月辛丑日<sup>25</sup>，廬陵李彦弼記，……立石。

建中靖國元年（1101）秋に湘南樓（旧名は逍遙樓）の改修に着工、翌年崇寧元年（1102）夏四月に完成。李彦弼「八桂堂記」に「湘水之南，粵壤之西，是爲桂林」とあったように、すでに「八桂堂」が韓詩に基づく命名であった。韓詩の「湘南」を「湘水之南」と解し、湘江南部ではなく、湘江以南という理解をしており、これを「昔之賦客詩人，咸指」というが、先に見たようにそのような理解はむしろ特殊であった。古来有名なものとして漢・張衡「四愁詩」の「我所思兮在桂林，欲往從之湘水深。側身南望涕沾襟，美人贈我金瑯玕。……」があり、この「桂林」は「南望」することから湘江以南の地を指していると解せられよ

<sup>24</sup> 石碑現存，「逍遙樓」（傳顏真卿書）碑陰に刻されており、今、七星公園内に建てられている。拙著『桂林唐代石刻の研究』（白帝社2005年）に詳しい。

<sup>25</sup> 『輿地紀勝』に節録して「崇寧二年李彦弼『湘南樓記』」という。この「二」は「元」の訛字であろう。李勇先校点本『輿地紀勝』（四川大学出版社2005年）「校記」に言及なし。

うが、漢の「桂林」県を「湘南」と呼んでいるわけではない。そのような用例が皆無であったことは証明できないとしても、極少数であったはずであり、最も著名な「賦客詩人」は韓愈であった。現に李彦弼が挙げる所は「昌黎之高篇」韓昌黎高名詩篇、つまり韓愈「送桂州嚴大夫」なのである。

先に宋人が「湘南」で桂林を指す用例を挙げたが、おそらく宋初から始まったのではない。たとえば桂林南溪山白龍洞の題名石刻に「湘南彭子民、陶逵、王長孺、洛陽席貢，從詔使按部，還桂，同遊白龍洞，已卯（元符二年）初春」という。この「湘南」は「洛陽」と同じく籍貫を謂うものであり、『桂勝』巻六「曾公巖・題名」に「湘陰彭子民彦修、建安劉川子安、西[信]安留怙彥強<sup>26</sup>、洛陽席貢叔獻，同遊曾公巖，元符戊寅（元年）九月」、宋・王鞏「甲申雜記」に「潭州彭子民隨董必察訪廣西」という。この場合の「湘南」とは「湘陰」と同じで、具体的には潭州を指す。したがって変化があったのは元符二年後ということになり、先の用例はいずれもそれ以後のものである。湘南樓の完成は崇寧初元（1102）であるから、それは「八桂」と同じく知州程節による桂林を「湘南」とすることの公認・宣布でもあった。

また、注目したいのが風土に対する認識の変化である。程遵彦「沈氏（程節の妻）墓誌銘」（崇寧四年）に

元豐中，廣西擇帥，開置幕府，始以寶文閣待制程公（節）望，寶劃五嶺瘴地，聞者莫不畏縮。夫人歡然勉勵，攜諸幼稚，聞命相率引道。寶文至府，果立功以還。

というように、程節の任地であった桂州は嶺南に属して瘴癘の死地という先入観があった。しかし湘南樓が着工された建中靖国元年（1101）、米芾が送った「詩送端臣（李彦弼）桂林先生兼簡信叔（程節）老兄師坐」に程節が唱和して

萬里湘南泮水通，清風來拂瘴煙消。

といい、程節はここですでに桂林を「湘南」と呼んでいる。それを受ける「清風來拂瘴煙消」の句は白居易「送嚴大夫赴桂州」詩の「桂林無瘴氣，柏署有清風」を踏まえ、米芾から寄せられた慰問の書信を隱喩するが、程節の用いる「湘南」には先に指摘した南宋・朱晞顔のいう「浪道湘南是瘴鄉，玉壺銀闕四時涼」に通じる新しい風土感がすでに明確に示されている。ここに「湘南」は、湖南という伝統的な地理概念と瘴癘の死地という伝統的な風土イメージの両者

<sup>26</sup> 龍隱巖石刻に「信安留怙彥強、……零陵陶逵由聖、……洛陽席貢叔獻，元符己卯（二年1099）十二月，同遊龍隱巖」。

を否定した新語となった。

李「記」によれば、この楼の原名は「逍遙」であり、桂州は「西南會府，所以爲襟帶海，用兵遣將之區」であったが、城楼がすでに「柱欵綴頽，棟桷腐橈」という状態であり、程節によって防衛上の必要のために重建された。そこには「大曆五年（770）正月一日顔真卿書」の落款を有する大書「逍遙樓」の榜碑があり<sup>27</sup>、唐代以来、桂州城の城楼の中で最も有名であった。「逍遙樓」の命名がいつ始まったのか未詳であるが、宋之問に「登逍遙樓」・「桂州陪王都督晦日宴樓」等の詩があるから宋之問が欽州に流罪された景雲元年（710）以前に存在していた。八桂堂は創建であるが、湘南楼は改修である。少なくとも唐・宋を通じて四百年以上つづいた由緒ある「逍遙樓」の名を廃して韓愈の高篇を以て新しく「湘南」と命名したことの意義は大きい。程節には桂州城を刷新するような企図があったのではなかろうか。その図面が「昌黎之高篇」であったことは八桂堂・湘南楼以外にも韓愈の詩によって命名されて建造されるものがあることによって想像される。以下、それらについて述べる。

### 驂鸞閣

「驂鸞」の語はすでに江淹「別賦」に見え、また杜甫もこれに借りて詠んだが、先に指摘した范成大『驂鸞録』の例でも明らかであるように、宋代では韓愈の詩語として知られていた。驂鸞閣の建造を記載するものは多いが、北宋・周刊「釋迦寺碑」に拠るべきであろう。それに次のようにいう。

通號龍隱巖，……依嵩有敗屋數椽，上兩旁風，舊榜釋迦寺。……元符二年，歲在己卯，實龍圖陳〔程〕公帥桂之明年。號令風行，百廢毛舉。暇日命駕林垌，搜訪巖穴，乃得龍隱之勝，而弔其荒涼，大選方袍，復得前僧正仲堪住持此山，授以基構成畫。仲堪奮然趨事，錙累寸蓄，周寒暑三變，而兩閣翬飛，萬瓦鱗次，……二閣之告成也，公名其最高者爲驂鸞，其次爲環翠，又名其軒曰靜。……復顧謂從事周刊曰：“子其爲我記之。”

驂鸞閣は龍隱巖の近くに建造された。龍隱洞の石刻に「泛舟之龍隱（洞），晚酌於驂鸞閣。大觀庚寅（四年1110）……記於石」<sup>28</sup>という「驂鸞閣」も龍隱洞の傍にあったから同一の建物である。龍隱巖周辺は今日でも桂林の主要な景観地区であり、桂海碑林博物館が龍隱巖の傍に建てられている。ここにはかつて民

<sup>27</sup> ただし顔真卿の親筆であるかどうかは疑問が残る。拙著『唐代桂林石刻の研究』（白帝社2005年）に詳しい。

<sup>28</sup> 桂林市文物管理委員会編印『桂林石刻（上）』（1981年、p100）。

間人によって建てられた釋迦寺があった。龍隱巖石刻に「壇越關三郎相儀圖在龍隱巖釋迦寺。……至和二年乙未(1055)九月五日謹題」<sup>29</sup>、「大宋嘉祐六年辛丑(1061)六月一日龍隱巖釋迦寺傳天台祖教沙門□修上石」<sup>30</sup>、また環翠閣も章峴「治平丙午(三年1066)仲冬中澣遊釋迦寺登環翠閣」詩に見える。

周「碑」によれば、釋迦寺を修復してさらに周辺には驂鸞閣・環翠閣・靜軒が築かれた。これらはいわば公共文化施設であり、市民のために佛教信仰の基地を回復し、周辺を公園として整備したのである。元符二年(1099)に知桂州であった「陳公」が施工を開始し、後に「周寒暑三變」つまり崇寧元年(1102)に落成した。しかし建造主「陳公」には誤りがある。『全宋文(125)』卷二七〇六「周刊」が『粵西文載』卷四一によって収録した上で宋・李燾『續資治通鑑長編』に拠って校勘を加えて「陳當作程」というのが正しい。つまり「元符二年、歲在己卯、實龍圖陳公帥桂之明年」は程節のことである。これを証する史料は他にも多い。龍隱巖石刻「崇寧癸未獎諭敕書」に「敕程節省廣西經略司奏安化三州一鎮蠻賊……。崇寧二年五月二十七日桂州龍隱巖釋迦禪寺住持傳法沙門賜紫仲堪上石」とあり、釋迦寺僧とは「釋迦寺碑」にいう「前僧正仲堪住持此山」である。また、程遵彦「程公(節)墓誌銘」(崇寧四年)には「崇寧元年秋、安化蜂聚龍城下、肆剽略、公發兵擊走之。……上降詔獎諭」というから、崇寧二年にはすでに知桂州兼廣西經略安撫使の任にあった。さらに、龍隱巖に刻されている李彦弼「帥座龍閣程公喜神讚」<sup>31</sup>に「卷舒幄籌、闔開蠻嶺」というのは「程公」の開府と平蠻の功績を顕彰したものであり、「帥座龍閣程公」とは李彦弼の上司である廣西經略安撫使程節その人である。これらの碑刻が龍隱巖周辺に立てられたのは、この地が程節と深い因縁のあったことを告げており、それは程節がかつて寺院を修復し、閣・亭等を造営して開発した地であったからに他ならない。程遵彦「程公(節)墓誌」に拠れば、程節の死後この地に「繪其像、爲立祠」、程節の祠堂が建てられた。その場所は恐らく今日でも龍隱巖の前(西北)に広がっている平地であったろう。「釋迦寺碑」の撰者「從事周刊」も李彦弼と共に程節開府の部下であった。龍隱巖の題名石刻に「李彦弼、洪彦昇、程鄰、周刊、范瑄、曾定求、辛巳(建中靖國元年1101)臘中澣同遊」と見える。「程鄰」は程節の子。以上によって「龍圖陳公帥桂」の「陳」が

<sup>29</sup> 『桂林石刻(上)』(p37)。

<sup>30</sup> 『桂林石刻(上)』(p42)。

<sup>31</sup> 『桂林石刻(上)』(p94)。

「程」の訛字であることは疑いを容れない。今日の桂林の語音では韻尾の鼻音は/-n/と/-ng/が不分明である。たとえば“民”と“明”を分けない。したがって汪森が『粵西文載』（康熙四四年1705）に収録した時あるいはそれ以前から“程”と“陳”の音が近かったために混同されたものと推測される<sup>32</sup>。

この他に「驂鸞亭」をいう者があるが、いずれも「驂鸞閣」の誤りである。金鉞『〔雍正〕廣西通志』（十一-1733）卷四四「古蹟」に「驂鸞亭：在龍隱巖之左。宋・范成大建，後廢。明・成化庚子……復構亭其上，更名怡雲」といい、今人は『〔嘉慶〕通志』に拠って「驂鸞亭」に作り<sup>33</sup>，しかも范成大の創建とする<sup>34</sup>。『〔嘉慶〕通志』の「驂鸞亭」条には「採自『金志』」とあり、金鉞『〔雍正〕通志』に始まる。この「驂鸞亭」も「龍隱巖之左」に在り、龍隱巖の左約50米の所に龍隱洞口があるから、程節建造の驂鸞閣と同一物であるに違いない。范成大が『驂鸞錄』を撰していることに因る誤認ではなかろうか。周「碑」に従うべきである。

### 簪帶亭

劉克莊に「簪帶亭」と題する詩があり、この亭名も韓詩「江作青羅帶，山如碧玉簪」に由来する。『〔嘉靖〕廣西通志』卷一二「山水志」の「七星山」条に「山半有亭，曰“簪帶”」、『〔嘉慶〕廣西通志』卷二二三「勝蹟略」に「在棲霞洞（今の七星岩）左」という。南宋・翁安之等の屏風山題名石刻に「淳祐丙午（六年1246）……飲餞南海錢益良輔於簪帶亭，乃瞰栖霞，步曾公巖，登辰山，重會於此」とあり、簪帶亭・栖霞洞・曾公巖・辰山というルートを考えれば、栖霞洞の近くに当たり、劉克莊詩に「上到青林杪，憑欄盡桂州。千峰環野立，一水抱城流。沙際分漁豕，煙中見寺樓」という眺望にも合う。栖霞洞は七星山の北、山腹にあり、曾公巖は同山の西南、山根にある。また紹定四年（1231）卓樗「水月洞題名」に「聯轡湘南，登千山，憩簪帶，挹栖霞，七星之秀」とあり、「湘南」楼から出発して「千山」觀に登り、「簪帶」亭で休憩したことをいうから、簪帶亭は「栖霞」洞・「七星」山の近くにあった。

<sup>32</sup> 周「碑」は張鳴鳳『桂勝』（万曆十七年1589）には収録されていないから、明代後期にはすでに消失していたであろう。謝啓昆『〔嘉慶〕廣西通志』（五年1800）中「金石略」にも未収であるが、卷二四〇「勝蹟略」の「釋迦寺」条に「據『文載』増」といい、また胡虔『〔嘉慶〕臨桂縣志』卷二〇「古蹟」にも「新采」といって『粵西文載』から採録する。『文載』が何に拠って収録したのは不明であるが、すでに訛誤を含んでいた。

<sup>33</sup> 『桂林市政（中）』（中華書局1997年）「歷代風景亭閣一覽表」（p1293）には驂鸞閣を失録す。

<sup>34</sup> 劉濤主編『中國旅游資源普查文獻・桂林旅游資源』（駱江出版社1999年）「驂鸞亭」（p606）。

簪帶亭に関する史料は少なく、創建年代・創建者名については未詳であるが、少なくとも劉克莊が広西経略安撫使胡槻の属官として赴任した嘉定十四年(1221)よりも前のことである。なお、後世の文献記録では「簪」に作り、桂林に現存する宋代石刻で韓詩に基づくものは多くが「簪」に作るが、亭名については石刻でも「簪」に作っているものがある。

### 青羅閣

孫覲「雉山寺青羅閣・桂林集句」に見える「青羅閣」も韓詩の「江作青羅帶」に由来する。雉山寺は雉山巖(今の上海路寧遠河西岸)にあった。創建年代・創建者名は未詳であるが、孫覲が桂林に居たのは象州羈管から放還された帰途の紹興四年(1134)であり、この時すでに存在しているから、北宋の創建ではなからうか。

これら「驂鸞」・「青羅」・「簪帶」という閣・亭はいずれも桂林山水中のビューポイントを選んで建てられ、韓詩中の語によって命名されたものであること、明らかである。韓詩は宋代における桂林の人文景観にも大きな影響を与えていた。中でも湘南楼・八桂堂・驂鸞閣を築いた程節の貢献は大きい。これらの建造物によって韓詩の名句はより広く知られるようになり、同時に韓詩の名句によって桂林の美はより広く知られるようになっていった。

### 青帶橋

この他、韓詩との関係を想像せしめるものに「青帶橋」と「勝仙門」がある。桂林鸚鵡山南壁の懸崖に現存する石刻「靜江府城池圖」(咸淳七年1271?)に次のように見える。

趙經略任内創築沿江泊岸石城，自南門青帶橋東起，至馬王山脚，共長柴百五十八丈四尺，高一丈五尺。

府城「南門」外の「青帶橋」とは同図に描く所によって今日の陽橋に比定される。「馬王山」は疊彩山東端、今日の明月峰。また、『嘉靖通志』卷三七「關梁」に「陽橋：在譙樓前，宋名“青帶”，又名“通濟”，宣和間知桂州呂源重建(宣和七年1125)。元・至元己卯，燬于火，推官唐隸復修建之。本朝洪武間知府焦仲才(源)乃甃以石」、元・伯篤魯爾丹「陽橋記」に「靜江爲廣西都會，其城之南門，凡往來東西二道，……城下繚湖水，水通灘江。門南有橋曰“通濟”。……至元五年冬十二月，遭火延燬。……前至元癸未，重修斯橋，迺燬于今至元己卯，是豈偶然」という。これらの史料によれば、橋は南宋・咸淳年間までは「青帶」と呼ばれており、元・前至元癸未二十年(1340)に重建、

また後至元己卯五年（1339）に延焼して修復、明初に至って陽橋と改名された。「青帯」から「通濟」に改名されたのは元初ではなかるうか。この「青帯」の称も韓詩の「江作青羅帶」を典拠とするものに似ている。ただし厳密に言えば「青帯」と「青羅帶」は異なっており、先に挙げた約四〇の例の中には「青羅」・「羅帶」という者は多いが「青帯」が見えないことから、偶然の一致と考えられないこともない。

### 勝仙門

また、現存する方志の中で唐宋の城門について最も詳細に記載しているのは明・陳璉『〔宣徳〕桂林郡志』を呉恵が増補重刊した『〔景泰〕桂林郡志』（一部現存）巻二「城池」であり、それに次のように見える。

子城：在灑江西許，周三里十有八步，高一丈二尺。唐・光化中，莫休符『風土記』云：“李靖所築也。”正南一門，曰“勝僊”，俗呼“馬王門”，舊塞之，崇寧間，經略王祖道改今名，復開；其東一門，曰“東江”，俗呼“下東門”；西一門，舊揭“靜江軍”額，俗呼“西山門”；又子城之南面，自西南隅連接橫亘，合于外城之西，中分子城之外爲二，南向曰“順慶”，俗呼“小牌門”，舊揭“桂州”額。

外城：方六里、有門六：南曰“寧遠”，俗呼“陽橋”，北曰……。ちなみに後の『〔嘉靖〕通志』巻三九「古蹟」には「桂林子城：在灑江西，周三里十八步，高一丈二尺。唐李靖築。有門四：南曰“騰仙”，東曰“東江”，西揭“靜江軍”額，西南曰“順慶”，舊揭“桂州”額。見『風土記』』といい、清輯本三種の『桂林風土記』には「衛國公李靖」条に「桂州子城、自衛國公所制，號曰“始安郡城”』と見えるのみである。「勝僊」門ならば韓詩の「遠勝登仙去，飛鸞不假驂」に由来するものに違いない。しかし文字に異同が見られ、『〔嘉靖〕通志』は巻三九「古蹟」では「騰仙」門に作り、巻二二「公署上」では「貢院：舊在城西勝仙門，宋・乾道中建」といって「騰」を「勝」字に作っている。南宋「靜江府城池圖」石刻では残念ながらこの部分は剥落しており、確認はできない。明代『通志』の記載を信じるならば、子城の南門が「勝僊」、その前の橋が「青帯」ということになり、両者が韓詩の語句に頗る似ているのは偶然とは考えにくい。「崇寧間，經略王祖道改今名」というから、王祖道によって「勝僊門」に改名されたのであるが、『宋會要輯稿』一二〇冊「選舉」（三三之二三）によれば、王祖道は崇寧三年五月に知福州から知桂州に遷っており、「程公墓誌」によれば程節は崇寧三年七月に桂林の使宅で逝去しているか

ら、その後任であった。韓愈の詩によって程節が八桂堂・湘南楼・驂鸞閣を造営したのと関係がありはしないか。王祖道が前任者程節の意志を継いだものであるのか、その命名に倣ったものかは不明であるが、「八桂」・「湘南」・「驂鸞」という韓詩中の主要な語彙はすでに程節によって使われていた。また、西門に「靜江軍」の額、西南門に「桂州」の額が掲げてあったというが、還珠洞北の懸崖に程節が崇寧元年（1102）に上石した集賢殿修撰鍾伝書の「桂州」縦書き・「靜江軍」横書きの大書（縦1m×横3m）が現存しており、規模・書式ともに城門の額を想像させる。かりに「勝」であったとすれば、「八桂」・「湘南」・「驂鸞」・「簪帯」・「青帯」「勝仙」等、韓詩の主要な語彙はすべて桂州の建造物の名称に使用されていたということになる。

### おわりに

唐代の文豪韓愈の「送桂州嚴大夫」五言律詩は、わずか四〇字の小詩であるが、宋代において桂林の山水を賛美する者の多くがこれを踏まえて詠み、「玉簪」・「羅帯」・「青羅」・「簪帯」・「驂鸞」・「八桂」・「湘南」等、多数の詩語が生まれた。その詩は『山海經』・江淹「別賦」等を踏まえて桂林の山水美を神仙世界に比喻したものであるが、桂林以外の地においても韓愈の桂林表現をもってその地の山水を形容し、さらに韓愈の山水表現をもって仙境を形容する者さえ現れた。

このような韓愈詩の流行の裏には、桂林における“八桂”堂・“湘南”楼・“驂鸞”閣・“青羅”閣・“簪帯”亭、さらに恐らく“青帯”橋・“勝仙”門の造営がある。これらはいずれも韓愈の詩に由来する命名であり、その造営に最も大きく寄与したのが程節である。程節は北宋の後期、建中靖国から崇寧の間において知桂州として、少なくとも八桂堂・湘南楼・驂鸞閣を建造している。中でも「八桂」・「湘南」の建造の意味は重大であり、後に桂林の別名となったと同時に桂林のイメージを変革するものでもあった。

そもそも「八桂」は『山海經』を典故として仙界あるいは漠然と南方のある地を意識して使われていたが、韓愈の「送桂州嚴大夫」詩に至って桂林を指すようになり、桂林に仙界を彷彿とする神秘的なイメージを与えた。宋代には籍貫としても使用され、桂林の別称として今日に至る。また、「湘南」も秦漢以来頻用された地理用語であり、湘江流域の南部を指していたが、韓愈詩によって従来の用法を覆して湘江以南の地、具体的には桂林を指すようになった。そ



のような中であって程節は、韓愈のいう「湘南」と杜甫・白居易の「宜人獨桂林」・「無瘴氣」という桂林の風土感を結合させて、嶺南に属す桂林に対して抱かれていた瘴癘の死地という通念を払拭し、「湘南」に新しいイメージを賦与した。知桂州程節による八桂堂・湘南樓の建造は韓愈の詩を根拠としてその地・桂林が「八桂」・「湘南」であることを公認し宣布するものであり、ともに桂林の別称として広く使われるようになる。

これは韓詩のテキストの問題と直接関係する。この点においても程節による「八桂」・「湘南」公認の重要性が指摘できる。じつは韓詩の「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」には程節以前から異文が知られていた。方崧卿『韓集舉正』に次のようにいう。

蜀（蜀本に拠る）。『山海經』：“桂林八樹，在賁禺東。”……閣本作“蒼蒼八月桂，茲樹在湘南”，『文苑』同。宋、李本皆從閣本。一曰：“月桂，見『淮南子』”，謂月中種也。

またやや後の朱熹『昌黎先生集考異』にも「森八桂：“森八”，閣本作“八月”，“桂”或作“樹”」・「茲地在：“地”，閣作“樹”，“在”或“近”」という。秘閣本（端拱元年988～嘉祐年間1063以前）・『文苑英華』本（真宗・大中祥符二年1009）<sup>35</sup>およびそれに従う宋祁本・李邴本など多くが「蒼蒼八月桂，茲樹在湘南」に作り、さらに「茲地近湘南」に作るものもあった。「蒼蒼八月桂」からは地名「八桂」は生まれず、「茲地近湘南」では「湘南」は桂林を指さない。程節等は建中靖国（1101）前後にあつて「八桂」・「在湘南」に作るテキストに拠っていた。そこで宋時に桂林で通行していた版本は方崧卿の従っている蜀本系統であったと推測される。蜀本は嘉祐六年（1061）蘇溥の刻刊であり、多く「河東先生（柳開）所修正本」に拠っている。「河東先生」こと柳開（948-1001）は『韓文』（開宝三年970）を校訂し、淳化元年（990）に知桂州となる。程節等が拠ったものはこの柳開本系統であった。

また方崧卿（1134-1194）も桂林にいたことがある。『韓集』を校訂して『舉正』を附して刊刻したのは淳熙十六年（1189）であり、その三年後の紹熙三年（1192）に広西転運判官として桂林に赴任し、二年後に離任して襄陽で卒した。当時、方崧卿は八桂堂や湘南樓を目睹しただけでなく、「八桂堂記」・「湘南樓記」を読んで韓愈詩による命名であることを知っていたはずである。「堂記」に「湘

<sup>35</sup> 劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』（中国社会科学出版社2004年、p242、p365）。

水之南，粵壤之西，是爲桂林」とあり、「樓記」に「轡昌黎之高篇兮，江山羅帶而玉簪。繫銜命而來遊兮，若仙登而鸞驂」とあった。その二〇年後の嘉定五年(1212)、方崧卿の子・信孺が桂林に赴任し、祠堂を雲崖（今の象鼻山西麓）に建てるが<sup>36</sup>、方信孺が桂林で詠んだ「西江月」詞にも「湘南」が使われている。その他、端平三年（1236）に桂林穿山月巖に刻された趙師恕等の題名には「……□□□□□，□地□□□。江作青羅帶，山如碧□□。……」とあり<sup>37</sup>、この引用も「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」に作るテキストに拠ったものである。当時、「八桂」に作るテキストが広く知られていた。少なくとも桂林ではそうであった。

しかしそもそも韓愈の原文が「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」であり、「蒼蒼八月桂，茲樹近湘南」でなかったとは断言できない。秘閣本・『文苑英華』本は宮廷蔵書の善本に拠った官本である。また、多くの例を挙げて考察したように「八桂」・「湘南」を桂林の地と解するのは、唐代およびそれ以前にあっては皆無に近かった。挙例に遺漏はあろうが、今日知られる約二〇の「八桂」と約四〇の「湘南」はほぼ例外なく桂林を指すものではない。「蒼蒼八月桂，茲樹近湘南」が原文であった可能性の方がむしろ高いというべきであろう。それにも関わらず、方崧卿等が「蒼蒼森八桂，茲地在湘南」を是とするのはすでに「八桂」・「湘南」が定着していたことが背景にあるのではなからうか。『韓集舉正』は程節在桂の約一百年後のことであり、本稿で考察したように、南宋前期において「八桂」・「湘南」が桂林を指すとする理解は広く行われており、すでに常識であったともいってよい。そうならば程節の八桂堂や湘南樓の建造は、桂林が「八桂」・「湘南」であることを公認し宣布しただけでなく、韓愈詩のテキストを決定づけたという意味においても重大である。なお、「簪」と「簪」は同用されるが、後人の文献記録では「簪」字を「簪」に作るものが多く、桂林に現存の宋代石刻で韓詩に拠るものは北宋・李彥弼「湘南樓記」・南宋・趙夔「桂林二十四崑洞譚」等、いずれも「簪」に作っているから、本来は「簪」字であった、少なくとも北宋後期の桂林に伝わっていたものはそうである。

\* 本稿は平成20年度（2008年）科学研究費補助金（課題番号20520328）による研究成果の一部である。

<sup>36</sup> 拙著『中国乳洞巖石刻の研究』（日本・白帝社2007年、p165）。

<sup>37</sup> 『[光緒] 臨桂縣志』卷二「金石志」・『桂林石刻（上）』（p290）。『全宋詩（57）』卷三〇二〇「趙師恕」（p35978）・『全宋文（304）』卷六九四八「趙師恕」（p252）には未収。